

令和3年

建設委員会会議録

とき 令和3年9月21日

品川区議会

令和3年 品川区議会建設委員会

日 時 令和3年9月21日(火) 午前10時00分～午後2時28分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 こんの 孝子 君 副委員長 大沢 真一 君
委員 本多 健信 君 委員 芹澤 裕次郎 君
委員 塚本 よしひろ 君 委員 のだて 稔史 君
委員 西本 たか子 君

出席説明員 中村 都市環境部長 末元 都市整備推進担当部長
鈴木 都市計画課長 多並 都市開発課長
河内 環境課長 稲田 参事
(土木管理課長事務取扱)
山本 防災課長

○午前10時00分開会

○こんの委員長

ただいまより、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、報告事項およびその他を予定しております。

本日もこれまでの委員会と同様に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更、アクリル板を設置するとともに、理事者の出席も必要最小限とし、所管する議題が終わり次第、ご退席いただきます。

また、議題は都市環境部から部ごとに取り上げ、会議途中での理事者の入替え等も行っております。

そのため、所管質問については、会議の効率的な運用の観点から、なるべくご配慮いただきたいと思います。

その上でなおご発言をご希望される方は、今の時点でお申し出いただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ありがとうございます。

それでは、本日は、緊急事態宣言発令中ということもございますので、会議時間が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的なご質疑にご協力をお願いいたします。

本日は、6名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。また、その中で1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

それでは、予定に入ります前に、理事者より発言を求められておりますので、ご発言をお願いいたします。

○山本防災課長

それでは、私から、9月18日土曜日に区に接近いたしました台風14号の対応についてご報告いたします。

9月18日の6時44分に大雨警報が発表されまして、区でも応急対策本部を設置し、最大23名の職員で対応を行いました。

当日の状況についてですが、7時41分に立会川が警戒水位を超えたことから、注意喚起のサイレンを鳴らしました。また、目黒川につきましても、16時19分に警戒水位を超えたため、サイレンを鳴らしております。それぞれの水位につきましても、その後、安定をいたしまして、危険水位などに達することはありませんでした。16時31分に警報が解除されたため、区の応急対策本部体制は17時15分に解除いたしました。

区民からの問合せにつきましても、サイレンなどについての問合せが6件ございました。

また、9月15日に火災がありました小山二丁目の火災現場の隣人宅から、火災に遭った住宅の排水口が詰まっていることから水があふれ、自宅前に水が流れ込んでいると連絡がありましたので、土のうを積むなどの応急措置を実施いたしました。

○こんの委員長

ありがとうございます。

1 議案審査

第63号議案 指定管理者の指定について

○この委員長

それでは、予定表の1、議案審査を行います。

第63号議案、指定管理者の指定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○河内環境課長

私からは、第63号議案、指定管理者の指定につきまして、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、お手元の資料にお目落としいただきしたいと思います。

指定管理につきましてでございます。管理を行う施設でございますが、品川区豊町二丁目1番30号、品川区立環境学習交流施設でございます。

指定管理者候補者でございますが、名称、アクティオ株式会社。所在地、東京都目黒区東山一丁目5番4号KDX中目黒ビル6階。代表者は、代表取締役、淡野文孝でございます。

指定期間につきましては、令和4年5月1日から令和9年3月31日まででございます。

指定管理者の選定につきましては、令和元年度に公募型プロポーザル方式によりまして、本施設の設計・運営を行う事業者として選定、また、品川区立環境学習交流施設指定管理者候補者選定委員会におきまして、当該候補者を指定管理者候補者として審議・選定したという概要でございます。

令和3年度第2回定例会におきまして、施設条例をご議決いただきまして、指定管理につきましては、指定管理によるものであるということ。また、指定管理者の選定基準がこれにより決定されたことから、令和元年度に公募型プロポーザルにて選定されました事業者につきまして、これを総合的に審査するというものでございます。これにつきましては、令和3年4月1日に改定されました品川区指定管理者制度に係る基本方針に基づきまして行われたものでございます。8月に指定管理者候補者選定予備委員会、また、指定管理者候補選定委員会を実施いたしまして候補者を選定したものでございます。

品川区指定管理者制度に係る基本方針でございますが、多様化する区民ニーズを的確に捉え、満足度の高いサービスをという点で、こういったものにつきまして、公の施設の管理を民間事業者の能力やノウハウを活用するものというところで、指定管理制度の活用を進めているものでございます。

指定管理候補者選定予備委員会および指定管理者候補者選定委員会では、このような視点を踏まえまして、設置目的を最大限に活かし、効果的、効率的に区民サービスを提供することができる区民サービスの選定を行ったものでございます。

次に、指定管理者候補者選定までの経過につきましてでございますが、こちらの説明につきましては、恐れ入りますが、別紙で、品川区立環境学習交流施設指定管理者候補者選定結果等報告書がございますので、そちらによりましてご説明させていただきたいと思っております。恐れ入りますが、おめくりいただきたいかと思います。

表紙をおめくりいただきまして、3ページでございます。

内容でございます。Iでございます。選定いたしました指定管理者候補者についてでございます。

こちらの報告書の目次、進め方でございますが、最初に選定した内容についてご報告した後に、予備委員会、選定委員会の経過について、順を追って説明してまいりますので、よろしく願いいたします。まず、指定管理者の候補者についての結論でございます。

選定いたしました指定管理者候補者でございますが、前段出てまいりましたアクティオ株式会社、代

表者、所在地は表記のとおりでございます。

対象施設につきましても、品川区立環境学習交流施設、東京都品川区豊町二丁目1番30号でございます。

指定期間につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

候補者の選定経過でございます。

令和元年度に公募型プロポーザル方式におきまして、施設の設計・運営を行う事業者を選定いたしまして、本選定委員会におきまして、当該候補者を指定管理候補者として審議・選定いたしました。

恐れ入ります、こちらにございます評価項目・配点でございます。別添1の資料が最後に配付されております。そちらをお目落としいただきたいと思います。

こちらにつきましても、共通するものでございますので、後ほど選定委員会のところで詳しく説明させていただきます。

お戻りいただきまして、結論の選定理由でございます。

要点といたしまして、大きく4点でございます。

まず、事業計画につきましてもでございますが、準備期間における地域や所管との調整、連携で、計画内容の具体性が高いこと。また、区内における回遊性も期待できるという点。

それから2番目でございますが、戸越公園の自然を活用した講座やイベント計画、また、新規継続利用者への計画が具体的であった点が評価できるという点。

それから、管理運営能力におきましては、十分な体制がとられ、豊富な施設運営実績がある点。

4番目でございますが、財務基盤もおおむね良好で、安定的な運営が期待できる点が要点となっております。

続きまして、4ページでございます。おめくりいただきたいと思います。

IIで選定対象事業者、こちらも重ねて申し訳ございません。表記のとおりでございます。

III、選定経過でございます。

指定管理候補者予備選定委員会の概要でございます。

まず、予備委員会の委員名簿が載っております。都市環境部長を委員長といたしまして、環境課長、都市計画課長、公園課長の計4名で構成されているものでございます。

開催概要、日時、場所については、表記のとおりでございます。

審議内容といたしましては、提案内容の書面審査、また、財務分析結果および指定管理者候補者選定会議の報告事項につきまして審議を行ったものでございます。

恐れ入ります、5ページでございます。

(4)、選考基準に基づく採点表でございます。

選定委員の評価点数を合計いたしまして、全委員の点数の合計により審査を実施したものでございます。

続きまして、こちらの評価点における別添資料のご説明をここでさせていただきたいと思います。恐れ入ります、別添1の資料をもう一度ご覧いただきたいと思います。

この1、4の項目につきましては、施設条例の第14条、選定基準によるものでございます。

1番が、環境学習交流施設利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

2番目が、環境学習交流施設の適切な維持管理でございます。

3番目が、施設の管理を安定して行う物的能力、人的能力の点。

4番目が、環境学習交流施設の設置目的を達成するためということで、実績、貢献、一体的な運用などの評価についてが書かれている内容でございます。

これにつきまして評価を行ったところ、5ページ上段の表の記載にあるとおりでございます。400点満点中344点ございまして、得点率は86%と相なるものでございます。

(5)、会議要旨でございます。

この評価につきましての委員の意見でございます。何点かございます。

1点目が、令和元年度から開始した開設準備段階からの地域の連携、また、所管との調整が綿密に行われている点で、これにつきましては、地元町会の地域交流室の利用など、また、友好都市等の木材利用、また、隣接小学校などからの連携が評価されたものでございます。

2番目が、戸越公園の自然を積極的に活用、魅力ある講座・イベントのところでございますが、公園を活用いたしました樹木医の講座など、環境イベントなどが評価されたものでございます。

展示物を活用したポイント制の導入など、新規・継続利用者の誘致についての点でございます。

展示につきましては、小学生以上の方と、未就学児用の展示内容を時間で切り替えることや、障害者補助券対応、ポイントによる学習効果などが評価されたものでございます。

4番目、品川歴史館やしながわ水族館との連携事業でございますが、区内における回遊性といたしまして、連携展示企画や、各館ポイントラリーなど、インセンティブ、盛り上げるような内容が評価されてございます。

管理運営体制につきまして、人員配置でございますが、指定管理者として十分な経験を積んだ人材を効果的に配置できる点が評価につながったものでございます。

経営分析結果でございます。おおむね良好と判断できるということでございます。

公認会計士によります評価ですが、令和元年度から若干落ちたという点がございまして、これは、東京スカイツリーやあべのハルカスなど大型の受託事業につきまして、いわゆるコロナの影響による休止が影響が出ておまして、その点、原因がはっきりしている点と、それから、内部資産も潤沢にあり、いわゆる開催期間中の経済状況について、おおむね良好という評価から、このようにつながったものでございます。

恐れ入ります。6ページでございます。こちらからが指定管理者候補者選定委員会の概要でございます。

恐れ入ります、まず最初に、委員名簿でございます。

総務部長を委員長といたしまして、都市環境部長、また、外部評価委員といたしまして、立正大学大学院の教授、また清泉女子大学の教授の計4名で構成されるものでございます。

開催概要、日時、場所については、表記のとおりでございます。

選定予備委員会の審査の経過および経過については、先ほどご報告申し上げたとおりで、このような内容を選定委員会の中でご報告させていただいたものでございます。

(4)、指定管理者候補者選定委員会審議内容でございます。

プレゼンテーションおよびヒアリングを行ったものでございます。

事業者のほうから約10分間にわたりまして、環境の保全に関する学習の推進や、環境の保全に関する情報収集の提供など、施設条例第3条の事業内容に関することなどの説明を受けました。この後、来館者の目標や、それから事業企画について、また、施設ボランティアの育成方法など、委員のほうから質疑応答があったものでございます。

7ページでございます。財務分析でございます。

先ほどと重複いたしますが、2年前に比べて、若干評価が厳しいものになっておりますが、原因が新型コロナウイルスとはっきりしている点で、おおむね良好であるということで安定感が評価されたものでございます。

これに伴いまして、選考基準に基づく採点でございますが、この評価を行ったところ、7ページ上段の表に記載がございますが、400点満点中345点というところで、得点率86.3%、選定予備委員会より若干上昇したものでございます。

会議の要旨でございますが、各委員が総合的に評価した内容について意見を述べたものでございます。

まず、来館者の目標設定については、豊富な施設運営実績、経験があるなどで、裏づけを持っている点、また、熱意を持って提案されている点が信頼性が高いものである。

また、運営実績でございますが、多岐にわたる分野の施設運営実績が十分あり、同社実績の128施設にのぼります指定管理の定期的な情報共有の仕組みが、この館の運営に非常に強みとして評価できる。

また、区内事業者への啓発といたしましては、企業との連携などを含めて提案がされている点。

経営分析結果については、総合的に安定感がある。

また、提案されておりました立正大学との連携に加え、今後、区と包括協定を提携しております区内6大学との提携についてはお願いしたいという、これは要望でございました。

また、建物に区の連携自治体の木材が使われておりますが、開設後は交流先の自治体の体験・交流事業の実現について、施設を利用する多様性に考慮した運営に期待したいというようなものでございます。

IV、最終選定結果でございます。

評価基準に基づきまして総合的に評価した結果、指定管理者としてふさわしいと判断できるため、アクティオ株式会社を選定するというものでございます。

スケジュールにつきましては、表記のとおりでございます。

○この委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

まず、この指定管理者の指定について、度々指摘をさせていただいておりますけれども、今回、資料が出された中で、やはり指定管理者制度は議会が決定をしていくという制度になりますので、そうした下で、この事業者が適切なものなのかということを、各委員が判断するには、情報が少な過ぎるというふうに思います。実際に事業者からは、提案内容とかをもらっていると思うのですが、そういったものも含めて情報を出していくことが必要だというふうに思います。

なので、実際に中身を聞きたいのですが、5つ聞きたいと思いますが、この魅力ある講座が提案されていると書かれておりますが、どういったものなのか。

そして、人員配置です、十分な体制が考えられているということですが、どういった体制なのか。

あと、来館者数の目標が設定されているということですが、これは何人なのか。

そして、区内事業者への啓発を行っていくということですが、どういった取組なのか。

そして、立正大学との連携もしていくということですが、これもどういったものなのか。

その提案内容と、区の評価を伺いたいと思います。

○河内環境課長

5点ほど質問をいただきました。順番にお答えいたします。

まず、魅力ある講座でございます。現在、八潮でございますこみゆにていふらぎ八潮におきまして、環境学習講座を展開しております。大変講座が好評でございます、満員を続けているというところではございますが、そういった過去の資産も取り入れながら、来館者の方にアンケート、また、ほかの施設でいろいろ要望のあった点を含めまして、年間50講座程度ですが、こういった講座を展開していきたいというところで、内容につきましては、そういったものをベースにしていきながら、お客様の反応を見て、今後もブラッシュアップを続けていきたいというふうに考えております。

それから、人的配置でございますが、指定管理者の経験のある者といたしまして、まず、港区や近隣の区などで、こういった経験を積んだ者を、今回、私どものこのエコルとごしに配置するというような計画でございます。

また、その者が適性やら、それから病欠など、何か事故があった場合にでも、ほかから補完できる体制ということで、人的配置につきましては非常にしっかりしたものというふうに判断しているところでございます。

それから、来館者の目標でございます。当初3万人という数を上げていたというふうに聞いてございますが、計画によりますと、今まで他の指定管理者の実績を見ますと、3万人はクリアできそうかどうかというところで、さらに高みを目指して、中身について精査しているところでございます。

それから、区内事業者の啓発周知でございますが、現在、近隣あるいは区の商業・まちづくり課と、それから総務課と連携をとりまして、CSR事業者、また区内登録事業者に対しまして、こういった環境学習交流施設につきましてご案内するとともに、当館につきましては、ZEBや省エネをテーマにしているところがありまして、そういったところのCO2の削減に向けてのということも含めまして、区内事業者の連携・啓発について取り組んでいるところでございます。

立正大学との連携でございますが、先方のほうで環境を勉強している学生もいらっしゃり、また、ボランティアでも体験してみたいというところもございますので、講座などの手伝いから始まりまして、また、立正大学という立地を活かしました講座なども、今後、行っていきたいということで、現在、連携についての検討を進めているところでございます。

○のだて委員

まず最初に、提案内容からもっと情報を公開していただきたいということを求めたので、それについても伺いたいと思います。あとでご答弁いただければと思います。

それで、魅力ある講座のほうですが、先ほどのご説明だと、50個あるということで、どこが魅力なのか分からなかったのが、魅力のところをご説明いただければと思います。

あとは、人員配置のところ、これは十分な体制がとれるということなのですが、いろいろ経験を積んだ方とか、補充体制はあるという説明でしたけれども、この施設で何人配置されるのか、そういったことも含めて、全体の体制、もともとの体制も含めて伺いたいと思います。

あとは、区内事業者への啓発というところで、案内をするということでしたが、それだけではなくて、やはり企業にも協力をしてもらって、特に気候変動の問題、地球温暖化の問題とかはやはり必要だと思いますので、そういったところでの啓発、協力はどのようになっているのか、そういった点があったのか伺いたいと思います。

それと、立正大学との連携、今、協議中だということですが、そうした連携を行っていく中で、1点、選定委員に立正大学の教授の方がいるわけです。利害関係者がこの選定委員にいるというの

は、利害関係、どこまでそう言えるか分からないですけれども、関係する方がいるというのは、どうなのかなというふうに思ったのですが、区のお考えも伺いたいと思います。

そして、今回、点数表が出たということは、一步、透明性の部分で進んだと思うのですが、この評価項目、細かく見ると13項目ありますけれども、この中でどこが何点だったのかということは全く分からないという状況ですので、総合点だけでは、事業者が何が優れていて、何が課題なのかなということが分かりませんので、各項目の点数についても公開をぜひすべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○河内環境課長

まず、内容についての情報公開でございます。今後、事業者から事業計画が正式に提示されてまいります。そういったものを含めまして公開してまいりたいというふうに検討しているところでございます。

それから、魅力ある講座についてでございます。こちらにつきましては、子どもをメインに考えている講座が多いという点と、それから、世の中でいろいろテーマになっている点を取り入れながらなのですが、夏休みの講座、そういったものをメインに取り入れながら、次世代、環境を担う世代につきまして中心として進めているところでございます。そうしたところの子どもの反応などを見ておりまして、やはり子どもが、改めてですけれども、そういった環境に関する学習、つまり、今現在で言いますと、温暖化防止とか生物多様性など、そういったものの学習が効果的だということに着目しているところがございます。そういった意味から魅力的なものというふうに私どもも判断しているところでございます。

それから、人員配置の点につきましては、経験者を中心にというところではございますが、何名かという点につきましては、16名から20名の間で調整をしているところでございます。全員経験者の中でそろえていきたいとは考えておりますが、今後また検討の内容によっては変化するかもしれませんが、そういったところで、現在、進められているところでございます。

それから、区内事業者へのご案内で協力する内容などでございますが、現時点におきましても、区内の、例えばコンビニの企業でありますとか、ITの企業でありますとか、そういったところから、いろいろご協力のお申しもいただいているところではございますが、それにとどまらず、幅広く協力体制をつなぎながら、環境学習交流施設の設置目的に沿いました情報を積極的に配信していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、立正大学の件でございますが、立正大学につきましては、以前から、例えば、環境活動推進会議など多岐にわたりまして、学生が環境に対していろいろご協力をしていただいているところもございます。そういったところを積極的に利用しない手はないなということからこういった形になったものでございますが、環境に造詣の深い方をお呼びしながらもという点になった結果、こういった形になったものでございます。

それから、点数でございますが、何点かという点でございます。こちらにつきましては、私のほうから概要だけご説明いたしたいと思っております。

前段説明いたしましたとおりで、1番から4番の大項目につきましては、設置条例に基づくものでございます。

まず最初に、平等なサービス向上に関わることという点でございますが、こちらにつきまして、5点満点で評価されるものについて、重要なところにつきましてウエートづけをしているものでございます。サービスの内容や魅力ある講座内容につきましては、おおむね5点換算で5点から4点というところで

ございます。

それから管理、運営に関するところにつきましては、3点から4点というようなところで推移しているところがございます。

唯一、環境学習施設の財務のところでございますが、令和元年度から若干ランクが落ちたというところで、予備委員会につきましては、庁内の管理職で占めているものでございますので、大変評価が分かれて、3点、フラットだったのですが、選定委員会におきましては、外部の先生から、こういった環境事業者につきまして、非常に経営が厳しいところが多い中で、内部留保金も多く手堅い運営がされている点が評価されまして、それ以上の点が入ったということで、それが予備委員会と選定委員会の大きな差となっているものでございます。

そういったところの点数の評価項目を設けまして、80数%の得点率に結びついたという点でございます。

○のだて委員

今後、事業計画も出てくるものを公開していきたいということですが、この指定管理者の決定をしていく上で、事前から、今いろいろご答弁されましたけれども、そういった情報をしっかりと出していくということが必要だというふうに思いますので、そこは今後も改善をしていっていただきたいというふうに思います。

それで、この施設そのものの話に移っていききたいと思うのですが、やはりこの環境学習施設、今、課長からもご説明がありました地球温暖化の問題が一番注目されていると思うのですが、この気候変動がやはり人類の存亡もかかった重大問題ということで、2030年までに地球の気温上昇を1.5℃に抑えることが危機回避のために必要とされていますけれども、こうしたことはどのように発信、また啓発していくのかということを知りたいと思います。

○河内環境課長

情報開示につきましては、積極的に検討して進めてまいりたいと思っております。

それから、温暖化についての発信でございます。ここのメインになっているのは展示施設でございますが、主に温暖化に着目した内容が色濃くございまして、入って最初に体験されるのが、デジタルマッピングを活用いたしましたライフスタイルに関するゲームを取り入れたマッピングでございます。ふだんの生活で、例えばですけれども、油汚れを流してしまうとか、ごみを分別をしないとか、電気をつけっぱなしにするだとか、そういうことをやりますと、画面の反対側でそれが反映された環境が投影されまして、子どもの中でも、やはりこういったことについては、色よい未来が待っていないのだなというようなところを学習しながら、その次の常設展におきましては、この1秒で環境が何が起きている。例えば氷が何トン溶けているだとか、この年数を経て何℃気温が上がってきた、ごみがどのぐらい出ているなどの学習を進めていくものでございます。最後に、子どもたちにも、来場者の方に感想などを書いていただきまして、それを数年間保存しておきます。その方が当事者として大人になったときに、またそれを振り返るような内容にできるとともに、やはり毎回来館されたときに、そういったものの知識、また理解を新たにされていきながら、当時、当時の中で、環境保全、特に気候変動につきまして積極的に取り組みたいという機運を醸成するような内容になっているものでございます。

○のだて委員

先ほどご説明いただいたとおり、南極などの氷が溶けたりとか、それによって水面上昇してくるということで、島国などは大きく影響を受けたりという様々な問題がありますけれども、日本でも、この間、

豪雨災害が頻発しているわけで、やはりこうした重大な季候危機の問題を区が責任を持って運営して発信していくべきではないかというふうに思うのです。

2019年度のCO2排出割合では、発電所が39%、産業が25%で6割を超えています。家庭は5%だったと思うのですけれども、やはりこの家庭の努力だけではどうにもならないということになりますので、産業と一体的に進めていくということでも、区の施策を一体にやっていくということが重要なのではないかというふうに、だからこそ直営にすべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○河内環境課長

こちらを直営にしたらいかがかという点でございます。

先ほどの評価項目の中にもありますとおり、利用者につきまして、特にご来館いただく、ご利用いただきませんと、啓発、発信につながらないものでございます。そういった意味では、こういった施設運営に十分な実績を持っておりますこの会社に任せたほうがという判断をしたところでございます。

以前、この事業者につきまして何点か見学をさせていただいたことがございました。たしか狭山市の学習施設だったと思うのですが、部長も直に見学に行っておりまして、子どもの講座を拝見いたしたところでございます。その子どもたちに、「楽しい？」だとか、「何回目？」と聞いたところでありますが、やはり「何回も来ているよ」、「楽しい」というところでお聞きしますと、直営から切替えたところなのですが、直営に比べますと7割以上の集客率になったと、そういったところもでございます。先ほど、パリ協定、温暖化につきまして、待ったなしの状況というところで、結果優先というところと、先ほど指定管理者の要旨のところでご説明させていただいたとおり、やはり民間のノウハウ使うべきときは使うというようなところから指定管理者としたいというものでございます。

○のだて委員

このアクティオという事業者が、運営ノウハウを持っているということですがけれども、アクティオも環境の専門業者ではないのですよね。まさに先ほどおっしゃられました指定管理の施設とか、様々な施設運営をしている運営のプロというような感じのところなわけですがけれども、そういった中で、区が責任を持って、区民あるいは業者、社会、この2050年に排出ゼロを目指してやっていくということを発信していくということが必要なのではないかというふうに思います。

また、このアクティオのホームページを見させていただいたのですけれども、正社員よりも契約社員とかアルバイトが多数を占めていまして、環境学習交流施設での労働環境、処遇が心配されます。不安定な雇用を増やすことになるのではないかと危惧しますが、いかがでしょうか。

○河内環境課長

まず、こちらアクティオにつきまして、環境の専門家ではないのではないかというようなご指摘でございます。前段の簡易型プロポーザルの中で、実は運営、管理、設計、それぞれの専門業者が三位一体となってやることにつきましてご説明したとおりでございます。こちらにつきましては、丹青社といまして、歴史館あるいは防災センターの中で、こういった行政のこういうような啓発展示を主に手がけているような専門業者を用意いたしまして、そことコラボしながら進めているという点で、まさに専門と運営が連携しながら進めているという点で、ここにふさわしいというふうな判断をしているところでございます。

それから、こちらにつきまして、現地の雇用、不安定さでございますが、パートなどが多いという点でございますけれども、現地で顔になる方も含めまして、雇用も進めながら、要所要所の管理部署につ

きましては、やはり経験が物をいいますので、そういったところは押さえていきたいというところで組み立てたいというところで、私どもも検討しているところでございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

のだて委員、そろそろまとめていただけますか。

○のだて委員

はい。雇用の部分で、それぞれの地域で顔になるというようなご説明でしたけれども、ちょっとよく分からなかったのですが、ほかの指定管理の資料とかを見ますと、この事業者で最も低い労働賃金単価が幾らかということが出ているのですが、このアクティオの場合、そういったことが分かるのかどうか、知っていたら教えていただきたいと思います。

○河内環境課長

すみません、現在、そちらの金銭に対しまして詳細なデータは手元にはございませんが、法にのっとった形でやる点、それから、現地の雇用の部分につきまして、まず運営でございますので、そういったお子様方、あるいは障害者の方がいらっしゃった場合など、適切なお案内ができるようにという点で、そういった方の雇用の点、さらに環境にいろいろご尽力されたいという方につきましては、後ほどご説明いたしますボランティアなどいろいろご協力いただきながら、地域一丸となってやる体制をとりたいというふうに考えているところでございます。そういったところから検討を進めていっている状況でございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○西本委員

まず、この指定管理者候補者は、何件あったのでしょうか。

○河内環境課長

候補者でございますが、まず、施設ができる前に、簡易型プロポーザルで、こちらのプロポーザルを行ったところでございます。そちらのほうで3グループございました。その中の1グループが指定管理者候補者、今回は「候補者」と呼んでおりますので、言い換えれば、指定管理者候補者の候補者をそこで決めたものでございます。その後に施設条例ができますので、つまり、施設がある程度固まってきて、どういうものでやるかと決まっていますので、そこで指定管理に任せることが決まり、また、選定基準が決まりという点で、そちらの選定したものにつきまして、ふさわしいかどうかを選定するという点が今回の選定会議というところになっているものでございます。

○西本委員

要するに、このいろいろと評価基準に照らし合わせて評価をして、プレゼンもしていただいとということが、アクティオだけですか。ほかにも同じような俎上に乗ったということではなくて、結局、これではなくて、この前にアクティオが決まって、ほかの方法が分からないですけれども、決まって、この1者に対していろいろ精査をするためのプレゼンやら、指定管理者候補者選定予備委員会とかもあってということなのか。要は、どこまで、プロポーザルだからいろいろ提案されてきているのだと思うのです。だけど、どこで選別して、どこで決めて、やっぱり事業所だからいろいろやりたいのだと思うのです。それがもしかしたら区にとっては、品川にとっては新しいことかもしれない。でも、そこまで見えるような形になっている選定なのかということも気になります。

○河内環境課長

まず、流れでございますが、こちらは、設計と、それから内容を決定する上で、運営事業者と一体になりませんと、だんだん離れているものをつくってもしようがないという経験上もあります。これは特養ホームやら多機能ホームでも同じような感じでやられているはずですが、そういったことでやってまいりました。その際、公募を行いまして適切な業者を決めたところではあるのですが、その後で、こちらの業者が、2年経っていることもございますし、また、指定管理者の運営基本方針も改定されまして、外部評価員を入れる点とか、そういった予備選定委員会と選定委員会を二段設けることなどが決められたこともございまして、こういったことから今回の選定会議を運営してまいったというようなところでございます。

○西本委員

ということは、新たにいろいろ選定の方法が変わってきたということで、こういう手順をとりましたということなのでしょうけれども、要は、例えば3者だったら3者あって、同じように評価をした上での選定であるべきではないのかと思うのです。例えば、この点数制がありますね。この点数も、1者に対しやったのか、それとも、例えば3者か何者かあって、その会社も含めて同じように選定をしてということの作業はしたのかということです。これ、1者だけやっても正しい評価になるのでしょうか。そこがちょっと気になるのですけれども。

○河内環境課長

まず、こちらの表につきましては、1者のみになっております。これは理由がございまして、今回、指定管理者、運営に関することございまして、その他の事業につきましては、展示と設計でございます。運営に関しては1者でございますので、こちらは1者で行ったというようなところでございます。

また、多岐にわたる項目という点でございますが、アクティオのほうで、最初の簡易型プロポーザルのときの審議でもあったようですけれども、非常に分野の多いところで指定管理者を受けているところでは、国内有数の規模だという点で、ほかの施設で起こっている、例えば取組の改善だとか、お客様の流れだとか、館長会議の中で共有化でき、そういった面では、非常に風通しがいい企業という点で、こういったところも進めている点もございました。そういった事情で進めているものでございます。

○西本委員

私は、確かに実績というのは必要だと思うし、規模なども、うまくいくための大きな指標になるかと思うのです。ただ、新たな視点とかというふうなところだと、逆に小さい会社のほうが融通がきいたりとかという、既成概念にとらわれずに新しい感覚でやってくれる可能性もあるかなという思いがあるわけです。この環境というのは、なかなか浸透する、啓発活動ですから、本当に新しいことを考えていかないと、継続が難しいという思いがあるのです。そういうことに関しては、私は、もっと幅広く、何者か同じような形で選定して、最終的な委員たちのご意見があったと思うのですけれども、もしかしたらこのご意見を、ほかの会社が受け入れるという可能性もなきにしもあらずですよ。なので、その融通性とか、新しい発想であったりとかというところをどういうふうに判断をなされているのか。

○河内環境課長

委員のおっしゃる点もよく理解しているつもりでございますが、中小のところ、やはり新たな視点、提案などがありましたら、聞く耳を持つのは当然なのですが、やはり大事なところは、運営に対する実行能力だとか、指定管理期間の5年間の安定感だとか、そういったことも併せまして判断しませんと、このパリ協定の最中でございますので、途中でバツというわけにいきませんので、そういった面から含

めまして、こういった方式をとったというものでございます。

○西本委員

1つ意見なのですが、確かに継続していくということは非常に大切なことではありますが、指定管理者で、毎年評価で議会のほうに提出されると思います。例えば1年、数年は必要だと思うのですが、もしもこちらの要望に合わないというような状況になったときに、見直しも、契約が5年間だから5年間投資しなければいけないということは私はないと思っていて、もっと違うところで意欲があって品川区の要望がかなえられるようなところがあるならば、私はどんどん採用すべきだろうと、そこは競争の世界に入ってくるのではないかと思うのです。

なので、今はそういう仕組みになっていないので、決められた年数で契約をしてという形になりますから、今後も考えていただいて、特に環境になってくると難しいので、そこを広い目で、ほかの企業も、これが決まったから終わりではなくて、いろいろなところにアンテナを張っていただきたいというふうに思っています。

もう1つ最後に、収支のほうです。多分これ、何かもうけるということはないですよ。多分こちらで収入という意味では、何も収入源がないと思うのです。

〔「施設料」と呼ぶ者あり〕

○西本委員

施設料、運営に対して、こちらから出す、区のほうから持ち出しがあると思うのです。それは全部品川区の持ち出しになってしまうのか、ある程度補助金がありますということなのかということと、それから、何かやりたいと言われたときに、いや、予算がないから駄目と言うのではなくて、ある程度幅を持たせて、やれることがあるのだったら、ある程度予算をかけながらということが必要な部分かなど思っているのですが、このコストの面についてはどう考えていますか。

○河内環境課長

こちらにつきましては、指定管理者として協定を結ぶというものでございまして、あらかじめ内容につきましては区と協議するものでございますので、収入につきましても一定のものとなるものでございますが、さりとて、環境に関して違う風が吹いて、これが要るものというところにつきましては、何も検討しないのかというものではないことになるかと思えます。ただ、5年間の収支などにつきましては、現在、計画が出されておりますので、それを原則に従いながらきちんと運営はしていきたいというふうに考えているところでございます。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

○塚本委員

今回のこの基本方針ですか、指定管理者制度の基本方針というものを活用して選定していくということで、まず公募でアクティオが選ばれて、それに対して候補者としての予備委員会と、候補者選定委員会、こういったものを実施をしてということで一定の評価が得られたということで、それはそれで、なるほどということだと思うのですが、やっぱり分かりにくいのは、候補者選定委員会と言っても、公募の段階で1者しかないのです、どこかを選ぶというイメージがないので何なのだろうというのが、ちょっとやっぱり引っかかるところがあるのです。運用の基本方針自体は建設委員会の所管ではないので、こういうやり方になっている以上、こうせざるを得ないみたいなことはあるのですが、この公募の段階で1者になって、公募というか、公募型プロポーザルの段階でアクティオに絞って、その後、選定

委員会を開いていくということに対しての意味、これを、別にアクティオがマルなのか、バツなのかということを見ていくという動きがあると思うのですが、それは大変意味があると思うのですが、選定と言われると、何を選定しているのかというところがちょっと引っかかってしまって、そのところは どういうふうに考えていらっしやったかということをちょっと……。

○河内環境課長

貴重なご意見をありがとうございます。

この意義に該当するかどうかあれなのですが、このシステム、スタイルで、いろいろ進めた件が、先ほど申しましたとおり、特養でありますとか、多機能ホームだとか、当時こういった制度が、まだ基本方針も出されていない点につきましては進められておりました。

意義、メリットでございますが、まず、施設を建てる段階におきまして、中身と運営が乖離しながらうまくいかないというのは過去何件かあったと聞いておりますけれども、そういったことのないようにということで、まずはそこで、ただし、そこにおきましては、やはり公募をきちんとかけて、実力競争をやった上で絞る。ただそこがずると、そのままエスカレーターのように指定管理者になるというわけではございませんで、やはり年数も経過していることから、会社の状況なども確認する必要もある。また、基本方針に従いますと、外部評価委員を必ず入れることというところで、やはり庁内の委員だけで決められない点があるというところで、やはりさらすところはさらしながらというところで適切なものを運営していく。現段階において、このスタイルがいろいろあるかどうかというのは私も分かりませんが、当時の事情といたしましては、そういった開館後の安定的な意義と、それから、会社のそういったところの選択におきまして、いろいろ論議を交わすという点で意義があったものというふうに認識しているところでございます。

○塚本委員

ありがとうございました。公募の段階、プロポーザルの段階で、1者になったというところで、それに対してどういった選定という言葉がかかってくるのかというのは、やっぱりちょっと、所管が違いで意見なのですが、これはまた改めて選定委員会という言い方がいいのかどうかというようなことは、ちょっと思ったりもしましたが、いずれにしても、今まで以上に深い検討を重ねて選定しているということについては、間違いなことかなというふうに思いますので、しっかりとこの選定結果を判断させていただきたいというふうに思います。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

○芹澤委員

何点かお伺いします。まず、各施設との、区内施設との連携ということが書いてあったと思うのですが、改めて具体的にどういうことか、よく分からないので教えていただきたいのですが、例えば、環境を学んで、そこから歴史館であったりとか、しながわ水族館が、具体的にパンフレットが置いてありますとかではなくて、何か連携したプログラムを組まれるということで認識として合っているのかということと、あと、この資料の中では、どうしても区なので、子どもたち、未就学児だったりとか、小・中学生に向けたイメージは何となく分かるのですが、それ以降の高校とか大学とか、若者が来る仕組み、先ほどの次世代というところで、環境の意識が実際にぐっと高まる世代が来る仕組みというのは何か提案があったのか。併せて、そこに向けると、やはり東京都とか国との連携というのが、もしくは、やはり環境問題は品川だけの問題ではないと思うので、東京都から人を呼ぶ仕組みとかもあつ

てもいいのかなと思うのですけれども、そういったご提案、検討状況をお聞かせください。

○河内環境課長

まず、区内施設の連携でございますが、例えばでございますが、歴史館、しながわ水族館などで、環境に関する展示物の企画展を行っていただけますよう連携を進めているとともに、先ほど、ポイントカードなど、スタンプラリーのようなものをためるといふ点と、そういった遊び心を含めながら区内の回遊をできるというようなところで、一体的な環境の学習が楽しみながら進められる企画を現在進めているところでございます。

それから、来館で、例えば高校、大学生以上の方にどのような仕組みがという点でございますが、2点ございまして、1点は常設展示のところでございますが、子どもだけではなくて、十分大人でも学習効果が上がります。例えば、食品ロスや衣類など、そういった項目も展示物の中で学習できるとともに、大人目線で考える環境講座なども含めて行いながら、後ほどまたご説明いたしますボランティアなどでも、そういったところのご活躍をというところで、今、進めているところでございます。

それから、都、国との連携でございますが、都などの方にご協力いただけるよう、今後も調整していきたいというふうに考えているところでございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○芹澤委員

自民党、賛成します。

○塚本委員

賛成です。

○大沢副委員長

賛成です。

○のだて委員

この施設は、特に重大な気候変動を回避するための発信や啓発行動が期待されております。それを実現するために、区が責任を持って運営する区の直営にすべきです。

また、費用を削減するためにも、指定管理にすることは、品川区がワーキングプアをつくり出すことにもなりますので、反対です。

○西本委員

賛成です。

○こんの委員長

それでは、これより、第63号議案、指定管理者の指定についてについて採決をいたします。

本件は、挙手により採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○こんの委員長

賛成者多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

3 報告事項

エコルとごしのボランティア募集について

○こんの委員長

次に、会議の運営上、予定表の順番を入れ替えまして、予定表の3、報告事項を聴取いたします。

エコルとごしのボランティア募集についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○河内環境課長

引き続き、よろしくお願いいたします。私からは、エコルとごしのボランティア募集につきまして、ご説明させていただきたいと思います。

恐れ入りますが、お手元の資料をご覧いただきたいと思います。

目的でございますが、令和4年5月1日に開設を予定しておりますエコルとごしでございますが、開設に当たりまして、率先して環境保全に取り組む区民の方を育成、交流する場の提供といたしまして、このボランティアの募集を行うものでございます。

場所につきましては、表記のとおり、エコルとごし、品川区豊町二丁目1番30号でございます。

募集対象でございますが、区内在住、在勤、在学の方を対象とするものでございます。

募集内容でございますが、活動内容といたしましては、3つのコースがございまして、講座のサポートなどを行います講座ボランティアを15名、それから、菜園の管理とか展示物の案内を行います運営ボランティアを15名、それから、イベント関連の備品の工作なども行います制作ボランティアを10名というところで、活動内容のものとしているものでございます。

こちらの募集の説明会でございますが、コロナの状況もございまして、オンラインというふうなところと、あと実際に、Z o o mなどの設備がないとか、分かりにくい方にとりましては、実際の会議を併用で行ってまいります。コロナ対策上、オンラインを推奨いたしますが、そういったことで、実際に行う会議といたしましては、荏原第五区民集会所で行うものでございます。実際の会議、オンライン共に、手話の対応も行う予定でございます。

最後に周知でございますが、広報しながら、区ホームページなどで行うほか、エコルとごしの事前のホームページなども事業者より開設され、こういったところで行いたいというふうに考えているところでございます。

開設に向けまして、来年1月よりボランティアの方のオリエンテーションも含めまして行う予定でございます。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

よろしいですか。

○西本委員

1点だけ教えてください。これはボランティアなので、有償、無償あると思うのですが、それ

はいかがですか。

○河内環境課長

当初は無償でございます。今後、ボランティアの分野がいろいろまた発展するかと思いますので、そういったところと他区の状況などによりまして、有償なども検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○西本委員

今後考えるということなのですが、内容によっては、ボランティアの方々の思いを尊重するという形、これは無償になるのだろうと思うのですが、ですから、ある程度、融通をきかすような形で、幅を持たせていろいろやっていただくという形が必要かと思います。あとは、こちらからお願いするという状況になると、どうしても有償ということは考えざるを得ないだろうというふうに思いますので、そこは適宜いろいろ検討していただければと思います。

○こんの委員長

ご意見でよろしいですね。

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で、本件および報告事項を終了いたします。

4 その他

○こんの委員長

次に、会議の運営上、予定表の順番を入れ替えまして、予定表の4、その他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

○河内環境課長

続けて恐れ入ります、私からは、大井ふ頭のヒアリのことにつきましてご報告させていただきたいと思っております。

資料は特にございません。

先日、大井ふ頭で、全国港湾調査でヒアリが発見されたことにつきましてご報告させていただきましたが、その後、別の調査で、やはり大井ふ頭でヒアリが発見されたという報告でございます。

この中で前回と違う点でございますが、女王アリが発見されたということでございますが、既に羽もなく、生殖能力もない状況で発見されたということで、そちらからの飛翔は考えられないという環境省の見解も得ているところでございます。

今後、9月中に、周辺の施設につきまして、港湾は都の所管の敷地でございますが、何点かにつきまして、目視調査ならびに特別調査を環境課のほうで行いまして、さらに確認を進めていきたいと考えているところでございます。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、特に確認したいことがございましたら、ご発言願います。

よろしいでしょうか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

そのほかに、その他で何かございますでしょうか。

よろしいですか。

なければ、以上で、その他を終了いたします。

2 請願・陳情審査

(1) 令和3年請願第9号 小山三丁目第1地区市街地再開発計画に関する請願

○この委員長

それでは、次に、予定表の2、請願・陳情審査を行います。

初めに、(1)令和3年請願第9号、小山三丁目第1地区市街地再開発計画に関する請願について、議題に供します。

まず、本請願は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○この委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○多並都市開発課長

私からは、小山三丁目第1地区におけるまちづくりの検討経過等について、まずご説明させていただきます。

お手元のA4の資料をご覧ください。

小山三丁目第1地区につきましては、平成24年に再開発準備組合が設立され、地域主体でまちづくりの検討が進められております。

準備組合による検討状況についてですが、本年7月に準備組合の総会が開催され、区に提出する都市計画の企画提案について議題となり、内容の説明の後、議決をとり、総会参加者49.87名のうち47.87名の方の賛成で議決したと聞いております。

また、8月には、品川区へ都市計画の企画提案書が提出されたところであり、区といたしましても、地域主体で検討されたまちづくりの成果として受け止め、都市計画手続を進めているところであります。

また、権利者の中では、移転後の負担増や転居等に関するご不安を感じていらっしゃる方がいらっしゃるということで、この方々に対しては、準備組合が、事業の検討状況に応じて生活再建に必要な情報を必要な時期にお伝えするとともに、個々の権利者の生活に合わせて、生活再建が円滑に進められるよう、適切にサポートしていくと聞いております。

また、毎年開催される全体集会などで配布された資料につきましては、欠席者も含めた全権利者へ周知するとともに、まちづくりニュースを年2回程度発行し、同じく全権利者へ検討状況を周知していると聞いてございます。

区といたしましても、権利者の方々がご不安を感じる事がなく、安心して生活を再建できるよう、日頃より準備組合に対して指導助言しているところでございます。

最後に、今後の予定でございますが、令和3年度に地区内の権利者の方を対象とした都市計画原案の説明会および縦覧手続を行い、その後、全区民を対象とした都市計画案の説明会および縦覧手続を行う予定となっております。

また、品川区および東京都の都市計画審議会での審議を経て都市計画決定していく予定としていただいております。

○こんの委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

まず、今後の予定で、説明会等を今年度中に行っていくということが説明されましたけれども、これはいつ行うのか伺いたいと思います。

また、このマンションの住民は、やっぱり自宅がどうなるのかということさえ詳しく情報をもらっていないというもとで、この都市計画手続を進めていくというのは、やめるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○多並都市開発課長

まず、今後の説明会でございますが、10月13日に権利者の方々を対象とした説明会を行う予定となっております。

その後、全体区民を対象とした説明会については、現在の予定は、12月頃を予定しているところでございます。

あともう1つの自宅がどうなるか分からないまま進めるということでございますけれども、この再開発事業全体の中では、現在、都市計画の決定によって、初めて容積率等の緩和の条件が確定して、その後に具体的な建築計画が定められるというところでございます。

ただ、そうは言いましても、現在、準備組合の方々にご検討いただいている事業計画につきましては、皆さんで情報共有しながら検討されているところでございますので、これまで全体集会だけではなくて、個別の説明会であったり、ご説明いただいて、皆さんに周知をされているということで聞いているところでございます。

ただ、今回の請願にもありましたように、それをお聞きになっていただけない方がいらっしゃったり、または知らないという方がいらっしゃった場合には、必ず準備組合のほうに周知を徹底するようにということで区としても指導しているところでございますけれども、今後そのように、皆さんがご不安を感じないように、情報がちゃんと皆さんにお伝えいただけるような形でやっていただくようには、区としては、そのようにこれからも進めていきたいと思っております。

○のだて委員

本当に知らない人がいないということがないようにしていただきたいと思いますが、そもそもこの具体的な情報が決まるまで、つまりは権利変換までいかに分からないというのがこの再開発の仕組みなわけです。そういった再開発を進めていくという、この仕組み自体が私は問題だというふうに思いますけれども、先ほどの冒頭の説明で、準備組合の総会の中で、9割の方が賛成をして、都市計画の企画提案を議決したということですが、その総会に参加した人数は先ほどおっしゃっていましたね。その中で、そうすると、実際の権利者の数は、準備組合に参加をしている方は何名なのか伺います。

○多並都市開発課長

今の話、準備組合の加入状況でございますけれども、直近の状況ということで確認いたしました。全体で地権者数が64名のところ、この64名というのは、マンション等の共有者につきましては1名とするということになっております。このカウントの仕方、地権者数は64名の中で、そのうち組合員の方が63.41名ということで、99%の方にご参加いただいていると聞いているところでございま

す。

○のだて委員

この64名、また組合に参加している方の内訳、土地の所有者、あと、マンションの区分所有者、借地権者等々の内訳を伺いたと思います。

○多並都市開発課長

64名のうち、土地所有者の方が20名、うち組合参加が20名で100%です。借地権者の方が39名、そのうち組合員の方が39名ということで100%です。区分所有者の方が、先ほどご説明した5名となりまして、そのうち組合員の方が4.41名ということで、88%ということで、合計99%というところでございます。

○のだて委員

マンションの方は1棟1名と換算して4.41名が組合に参加しているということですが、そうすると、今回この総会の中で、マンション区分所有者の方がどれだけ参加をされていたのか。また、総会に参加していた土地所有者の方、借地権者の内訳も伺いたと思います。

○多並都市開発課長

これは7月の総会時点のお話になりますけれども、全体の組合員数が55名で、参加された方が49.87名、その中で土地所有者の方が16名、借地権者の方が31名、区分所有者の方が2.87名でございます。

○のだて委員

そうすると、このマンションの所有者の方は、全体で言えば5名のところ2.87名という、4割強、参加をしていないということになるわけですね。その実際の実人数は何人になるのでしょうか。その方たちは、実際に権利、総会では賛成を表明していないということになるわけですが、何人でしょうか。

○多並都市開発課長

総会へ参加された区分所有者の方は、実人数で言うと69名と聞いてございます。加入者の方が全体で122名という状況というところでございます。

○のだて委員

組合に参加している方でも、約半数の方が行使をしたというだけにとどまっている。残りの53名プラス組合にも参加をしていない、全体が147名だったと思うのですが、そうすると、25名の方が参加もしていないということで、70名以上の方が納得をしていないというもとで都市計画手続を進めていくというのは、やめるべきではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

それと、実際にこの請願代表者の方からお手紙をいただきまして、明らかにしてほしいということで言われたのが、議会としてこの計画地を視察してほしいということも言われました。そして、実際、この計画の中に住んでいる住民の人数、だから、実人数ということになると思いますが、あと、商店の店舗数、従業員等の実態調査をしてほしいということなのですが、従業員の数、いかがでしょうか。

○多並都市開発課長

まず1点目のマンションの方の少ないままでというお話ですが、まずは総会に参加される方につきましては、今回もかなり多かったです。議決権行使という書面で組合のほうに、事務局のほうに提出されて参加された方が実は区分所有者の方はほとんどの方です。このような方、なかなか当日来られない方でも、書面で、やはりご自分の大事な財産ですから、表明していただくことが一番重要かと思っております。この点については、今後もしっかり区としても指導しなければいけないかと思っております。

ただ、何も知らないまま進んでいるというのが一番いけませんから、それについては、また改めて、マンションの方を対象とした説明会を開くようにということで、いろいろお話しした中で、これからまた年末にかけて、順次、各マンションごとに説明していきたいということで報告も受けているところがございます。より丁寧に地域の方にちゃんとご説明しながら進めているところで、区としても、しっかりそういうふうには指導していきたいと思うところがございます。

あと、人数の件でございますが、先ほどの権利者以外に借家人の方が約150名と聞いてございます。それ以外の店舗等の従業員数につきましては区として把握してございませんが、要するに、まずはオーナーの方々の今後のこの開発をどう進めていくかということをお皆さんしっかり決めていただいて、その後、店舗等も含めて、借家人の方も含めて、今後の生活再建、また、このまちをどうしていくかも含め一緒に話し合っていっていただきたいと思っております。そういうふうには認識しているところでございます。

○のたて委員

マンションを対象にした説明会もやっていくということですので、それはぜひやっていただきたいと思うのですが、そういうことになれば、それが終わるまでというか、ちゃんと皆さんにお知らせできるまでは、都市計画手続は少なくとも進めるべきではないというふうに思います。

そもそもマンションの所有者の考え方が、1棟1名ということで数えられていますけれども、住民は、戸建てでもマンションでも、やっぱり住んでいるといいますか、権利は変わらないと思うのです。実際そこに住んでいる、生活があるということは変わりありませんので、このマンション1棟という、一筆という形で考えるのではなくて、それぞれの生活を保障していく、各家庭のその人の生活を保障していくということで考えていくべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

今回、総会で9割の方が賛成したということですが、これはどういった説明がされて議決をされたのかと思うのです。なかなかこの都市計画手続、一般の住民の方が理解するというのは難しいと思うのですが、その中でちゃんと今回、この都市計画案を提出していくということになると、その後どうなっていくのか、どんどん進んでいってしまうということになると思うのですが、そういった状況など説明をしているのかと思うのです。実際、この組合に参加している方は、情報が全然入ってこないで、情報を得るために参加しているという方もいらっしゃいます。しかし、参加しても詳しい情報は出てこないということですので、よく分からないで賛成している方もいるのではないかとこのように思うのですが、区の認識を伺います。

○多並都市開発課長

まず1点目の都市計画手続等の関係でございますけれども、これにつきましては、先ほどお話ししましたように、マンションに個別にご説明していただくということで丁寧に対応する。また一方、先ほどご説明させていただきましたが、権利者の方を対象とした説明会、縦覧手続というのがあります。これについては、しっかり権利者の方にもお伝えしていかなければいけないと思っております。縦覧手続をやって、その中でご意見をいただくということが一番重要なこととなりますので、こういう形で公式な形でちゃんといただいているということになります。

その後、12月に、また全区民を対象とした説明会についてもご説明して、またご意見を賜りながらやっていくということで、手続は丁寧にやっていくことになるようになってございます。

あと、共有者についての1名の考え方です。これは都市再開発法に基づく法令に基づくものということで、準備組合の段階は、本来であれば任意の団体ですけれども、その法令に準拠して、共有の場合、

規約のほうも1名と定めるということになっていますので、そのように進めているというふうにご考えて
ございます。法令に基づくものということです。

あと、説明につきましては、当日、先ほどご説明した総会の中でも、都市開発の今後の素案についての
説明ということで、かなり重量感のある説明ということで、私としてもオブザーバーで参加して認識
しているところでございます。

また、その総会の前にも全体を対象とした説明会を行ったり、これまでも説明している。また、当日
参加されなかった方、または組合に参加されない方に対しても、書面で、この配布された資料について
は周知を図っている、要するに、ポスティングをして周知を図っているということですので、区といた
しましては、皆さんに説明しながら進めているというふうにご認識しているところでございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○のだて委員

丁寧に行っているということなのですが、やはり分からないでいる方もいらっしゃいますので、そう
した状況のもとで都市計画を進めていくというのはやめていただきたいというふうにご思います。

それで、やはりマンションの居住者の方々が高齢化しているということで、やはり終の住処と思って
住んでいるわけです。ここに住み続けたいと。その思いを区が守ることこそ必要ではないかと思うので
すが、いかがでしょうか。

そして、この開発計画の中では、個別利用区ということを設定することもできると思うのですが、ビ
ルを建てるだけではなくて、戸建てなども建てられる、そういう制度もあると思うのですが、そういつ
た設定を検討されたということは、区は聞いているのかどうか伺います。

○多並都市開発課長

まず、マンションにお住まいの方が高齢化する方が多いと、それはお話を聞いているところでござい
ます。また、直接お話を聞く場合もございます。

要するに、区としても、その生活再建、まず皆さんでまちづくりを考えていただいて、その地区の中
の考え方で、今、まちづくりをまとめようとしている段階でございます。ただ、一人ひとりの方が、こ
の事業との関わりで、ご自分の一人ひとりの生活がはたしてどうなっていくかということは非常に大切
なことで、それをやはりご理解いただくことが、今回で言えば一番要になるところかと思えます。これ
については、より丁寧に、ちょっとご説明しましたけれども、マンション全体の中で説明会をやってい
ただくということと、また、その中でご不安をいただいている方があれば、個別にサポートしながら進
めていく。また、事業の段階でも、準備組合としても、丁寧にサポートしていくということをお
りますので、区といたしましては、そういう形で、今後、そういう形の指導、助言を徹底していきたい
と思っています。

また、個別のところ、先ほどご提案いただいたところは、区としては聞いていないところですが、
まずはその地域の方で考えた計画として受け止めさせていただいて、都市計画の枠の中で、また皆
さんで考えていただいて、最終的には建築計画が成り立っていくのかということでご思っているところ
でございます。

○こんの委員長

ほかによろしいでしょうか。

○大沢副委員長

先ほど来から課長のご答弁を伺っていましたが、生活再建、あと、情報をどうというふうに伝達をするのかという説明とお話、また質疑の中で、そのようなものがありましたけれども、答弁の言葉の中で、「報告を受けている」、そして「聞いております」という、これ、2つのキーワードというか、文言が出てきたのです。そうすると、報告を受けている、聞いているという中には、準備組合で、今、会議体の中で、それはコンサルなりデベロッパーが中にいるわけです。そこの調整というか、そこからいくら報告を受けても、そのデベロッパーなりコンサルが、今、皆さんにしっかりと説明がなされていない。単にしているだけで、役所に報告、または課長が聞いているだと、実際のものとは大きな乖離が生じてしまって、このようないろいろな行き違いが生じると思うのですけれども、そのところをどうというふうにお考えになっていますか。

それで、指導、あくまでも主体は住民です。地域の人です。行政はそこを指導助言と言うのですけれども、今の前段の話の中で、助言をもうちょっときちんとしていただきたい。あるいは、説明すべき責任を持った業者に対して、もうちょっと目を光らせていただかないと、ますます溝は深まっていきます。そこをどうというふうにお考えになって、どうというふうに関後されるか、ご答弁願いたい。

○多並都市開発課長

今いただきましたご意見を踏まえまして、まずは地域主体で検討していただいているということでずっとお話ししています。ただし、今お話いただいているように、準備組合と地域の中で検討していただいている組織の中の話です。また、区といたしましては、そこに関わり方といいますか、その中でしっかり、その一人ひとりが生活再建をちゃんとできるようにしていくことを目を光らさなければいけないというのは、今おっしゃるとおりです。それについて、やはりこういう今回の件でも、さっき数字のお話をしましたが、マンションの方の不参加が多い、要するに、組合に入っていらっしゃっても、総会に書面でも表明される方が少ない。そういう状況があるということは、やはり議論に参加されていない方が出てきているというのはおっしゃるとおりでございます。区といたしましては、このような状況をもう少し丁寧に説明して、もっと丁寧な関わり方をしようということで、事務局に対して、今回もマンション説明会を個別でするようにであったり、また、その生活再建に必要な管理費であったり、今後の積立金であったり、そういうものはどのようになるのか、なかなか伝えられていなかったと聞いてございますので、これについても、今後は、より皆さんがリアルに、ご自分の生活がどうなっていくか分かるような情報は、準備組合の中で検討している範囲でいいから、まだ都市計画決定はしていないけれども、検討されている範囲の中でいいから、しっかり分かることは伝えていくようにということで指導しているところでございますので、今後もそのように目を光らせながらやっていきたいということでございます。

○大沢副委員長

決して言葉尻をとるわけではないのですけれども、今そういうふうなことで、「なかった」というような過去形でおっしゃっていて、もうそれは過ぎていることで、今の時点で、ましてやこれから粛々と進む時点で、今さらそういう単語というのはちょっと私は理解に苦しむのですけれども、そこら辺の認識というか、区に関わる、業者と、コンサルなり間に入っている業者がどうというふうに周りに周知していくか、これは非常に大事なことだと思うのです。そこをしっかりと指導というか、助言というか、徹底をする目を光らせていただきたいと思っておりますけれども、今ご答弁を聞きましたけれども、もう1回、すみません、そのところをお話しいただきたい。

○多並都市開発課長

まずは、今回の再開発事業全体の中で、地域の方のご意見としては、数字でさっきお話ししましたが、非常に多くの方のご意見でまとまっている事業です。

ただし、殊、マンションのことに關してということで、数字を今お話があったような形で、もっと丁寧にやっていかなければいけないだろうというのは認識したところです。それで、これから地域の方を対象とした説明であり、また、ご意見をいただける場がありますので、それに対して、またそれをちゃんとご理解した上で意見をいただけるような、そういう形でより丁寧にやっていきたいというのはそういう意味ですので、今このタイミングでやっているのは、そういう考え方で今後もやっていきたいということでございます。

○大沢副委員長

ぜひともそこは、いくら地域の住民の、それこそ開発をしたい、まちづくりをしたいという地域の方たち、新たな災害に強いまちづくりであったり、あそこのまちは商業が栄えるまちであったり、様々な都市の可能性を再発掘するようなまちづくりをしなければいけない、そういう意識を持ちながら住民の方たちはこれに向き合っているわけです。ところが、その間に入るデベなりコンサルが、行政に言うことと、皆さんに伝えました、このような二枚舌みたいなことがあっては、ないとは思いますが、そのようなことは絶対にあってはならないと思いますので、そこのところは留意方お願いしたいと思います。

なぜこのようなことを言ったかといいますと、やはり既に進んでいる駅前のところ、今、パルム駅前地区がすばらしいまちづくりになりました。ところが、やっぱり私もその中の住民の一人として、こんなはずではなかったというような声を結構聞くわけです。

こんなはずではなかったというのはなぜか。両方の意思疎通がしっかりとできていないから、こんなはずではなかったのです。だから、そこのところは、頼みますから、先行の2棟が失敗したという認識にならないように、新しいまちづくりはしっかりと住民主体にやっていただきたいと思いますし、今、課長においても、そこのところはやっていっちゃるということでしょうし、今後のいろいろな生活再建等々については、これからの話になろうかと思しますので、肅々と進めていただきたいと思しますので、あとで態度表明はしますけれども、そのような形でぜひとも、当該地域にはいますけれども、議員ですので、地域の一員として、議員です、議員として今の発言はさせていただいておりますので、そこのところはご理解賜りたいと存じます。意見のほうは結構です。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○西本委員

私も長年議員をやらせていただいておりますけれども、再開発は必ずこういうのが出てくるのです。住民の皆さんから、反対だ、聞いていないというのがあって、建築紛争の条例とかいろいろつくって、品川区はその解決の糸口ということで定めてはいるのですけれども、それをしても、やっぱり気になるのは、「聞いていません」、「知らないうちにやっています」というのが本当に多いと思うのです。そういう問題が出たときに、本当に寂しい思いをしております。

なぜならば、なぜ理解できるように、当初から、スタートの段階から、なぜ調整できないのだろうか。まちづくりマスタープランを品川区は定めていて、この地域の設計図があるわけです。そして、それは大分前から、もう何年前なのですか、定めているわけであって、それに従って業者がやりますよという形で準備組合等々ができて、そして都市計画審議会にかけられてという順番で、もう今の段階として、都市計画審議会にかかるわけです。それでオーケーが出たら、いくら反対しようが、いくら何とかして

くださいとか、説明会をやったとして、説明会にしかすぎなくて、変えるということは難しいです、こういう状況になって。だったら、もっと当初の、本当にこの地域、あとでお答え願いたいのですけれども、この武蔵小山地区、開発がどんどん進んでおります。これのももとのスタートはいつだったのでしょうか。

○多並都市開発課長

武蔵小山駅につきましては……。

〔「平成11年だ、しゃれ街が決まってからだから」と呼ぶ者あり〕

○多並都市開発課長

平成16年に街並み再生地区にまず指定されまして、その後に、平成23年にまちづくりビジョンを策定してございます。この後、平成24年に街並み誘導指針、また、街並み再生地区を変更しながら、令和元年に街並み誘導指針の追補版をまた策定いたしまして、この中で、現在の計画に至っているというところでございます。

○西本委員

平成16年、これ、平成16年の前だと思います。実際に俎上に上がってきてというのは、実際、行政側に書面とか、そういうふうに出てきた場合では遅いのです。なので、一番スタートはどこでしょうかというところなのです。これ、スタートが肝腎で、このスタートが、皆さん、区民の方、分かっていないのです。だから、もう俎上に上がった段階では開発は進んでしまうのです。いくら反対運動をしようが何しようが進んでしまうのです。それで、途中から、「知りませんでした、こんなことになっているなんて」などというふうに言っても、もう遅いです。非常に私は残念に思っていて、なぜこういう品川区の歴史の中で、まちづくり、何とかしなければいけないというまちづくりを進めていく中で、進め方は、ビジョンがあっても、ここの地域は早いけれども、ここは遅いかと、いろいろ時間差があるのは分かります。だけど、こういう地形はここに問題があって、これを解決していかなければいけないのですよというメッセージは、品川区のほうから出していると思うのです。その中で事業者が手を挙げて、やりましょうという形で準備組合ができるわけです。事業者が出てきた段階で、もう開発は始まってしまわないですか。なので、私は、このスタートの時点がいつなのかということは、今からでも遅くないのではないかと思いますのですが、申し訳ないけれども、住民さんたちにも本当に申し訳ないのですが、ここまで来てしまっ、変えられると、説明会をします、十分に対応しますという、あとはもう条件整備でしょう。それぞれの1軒1軒、生活再建に入ってくるので、そのそれぞれの要望をお聞きしながら、サポートがどこまでできますかねという個別の対応にならざるを得ない。そこで了解をとっていくというきめ細やかな作業がこれから入ってこざるを得ない。これを開発をやめてくれ、白紙にするなどというのは、今の段階、この段階で私は無理だと思っているのですが、その件についていかがですか。

○多並都市開発課長

まずは、東京のしゃれた街並みづくり推進条例、もう一度振り返りますと、平成15年3月の東京都の議会で決定された条例です。これに基づいて平成16年に街並み再生方針ということで規定してこれまで来ています。さっき途中でご説明しましたけれども、この平成16年に策定しただけではなくて、その後、地域の方のご意見を踏まえて、これまで変更もしくは追補という形で、新たに考え方を加えながら、そのときそのときの事業の、区民の方のご意見を踏まえながら進めてきているというのが区としての認識であります。

これについても説明会を開きながら、また議会に報告させていただきながら進めているところでございますので、区といたしましては、大きなこのプランの中で、その事業はやはり達成していくべきものと考えているところでございまして、ただ、先ほどの地域の方と一緒に取り組んでいかなければいけないということですから、やはりご不安を感じないような進め方については、丁寧にもっとやっていかなければいけないと感じているところでございます。

○西本委員

もう大分、品川区は計画が立ってしまっている部分があって、ただ、まだまだ住民サイドと調整を図れる可能性のあるところが大分残っている部分があると思うのです。なので、やはりまちづくりをするときに、私も今回、一般質問しましたけれども、住民合意というところでは、本当にしっかりやっていただきたいと思います。

住民サイドも、知らないでは済まされないのです。総会に参加者が少ない、そこに参加されていない、委任状も出していないという個別の問題かもしれませんが、ただ、現実そうなわけです。では、それを区はどこまで関与しなければならぬのかという話になってしまうと、国民の話に顔を突っ込むことになってしまうから、それはしてはいけない範疇だと思います。

ただ、品川区で何ができるかと言ったら、まちづくりという大きな中で、こういうことが進んでいて、ここにはこういう問題点があって、これからこういうまちにしていきたいのですよ。だから、みんなで、これは決定事項ではないわけです。いろいろ一応はこういう構想は立ってあるわけですがけれども、決定事項ではないから、だから一緒に考えてくださいね、一緒に考えていきましょうという、まちづくりの進め方については、もっと当初からみんな関心を持ってもらうような啓発活動をしなければならぬのではないかと思います。

なので、もうここまで来て、止めろだの何だのかんだのと言っても、これは全体でもう進んでしまっている話で、かなり議会の中でも、その都度その都度報告を受けています。なので、なかなか住民の今回の陳情等々を丸ごと全部かなえることは、現実的にまず無理だろうと。だから、あとは条件整備、そして、区は、先ほども言うていただきましたけれども、準備組合の方々に、再建ができるように本当に強く強く言うていただいて、それぞれが戸惑うことなく新しい生活ができるようにしていただくようお願いしたいと思っておりますが、再度その指導の仕方についてお答えをお願いします。

○多並都市開発課長

まず、今ご指摘いただきましたように、まちづくり全体の話から先にお話ししますが、やはり地域の方の関心が薄いのではないかとのお話もありましたけれども、やはりなかなかまちづくりというのは専門的な内容で分かりづらいつころもある。これについては、今ちょうどマスタープランの改定をこれから作業を進めているところですが、今度の新しい中で、より区民の方が、一人ひとりが分かりやすい言葉、共通認識できるような言葉で伝えながら、地域の中でこのまちをどうしたらいいかというのが、どういうふうに区として考えているのかということがより伝わるような考え方だし、それが表現できればということで、所管の課とはいろいろ詰めているところでございます。

今後のところにつきましても、やはりこの実施の段階は、先ほど（説明しましたように）、今後、都市計画段階で、まだ決定してございません。これから住民の意見を段階的に聞きながら決定していく。また、最終的には、有識者の方も含めた審議会で審議いただくということですので、これからご意見をいただきながら決定していく段階ということですから、そういうところですよ。

ただ、そうは言いながらも、地域の方がリアルタイムで傍観されている方がいらっしゃるし、そうい

う進めることに対しての傍観されている方がいらっしゃいますから、それは事実ですので、そこについては丁寧に、事務局がもっと丁寧にできるように、それについては組合をもっと指導していきたいというのが先ほどの答弁の趣旨でございます。

○こんの委員長

ほかにごございますでしょうか。

○のだて委員

今、課長にご説明いただきましたけれども、まだこれは決定もしていないという段階ですから、また、都市計画法上の説明会をまだやっていないという段階ですから、計画を止めることはできると思います。

また、実際にこれだけ知らない方もいらっしゃるということで、区も問題意識を持っているわけですから、一旦停止をすることはすべきだというふうに思います。

生活再建を丁寧にやっていくというお話なのですが、生活再建というのは、結局、この計画が進められて、転出するのか、またそこに戻ってくるのかという話だと思うのです。住民が求めているのはそういうことではなくて、今のマンションに、住みなれたマンションに住み続けたいということで願っているわけなのです。なので、そういったことをやはり区がちゃんと受け止めて、こちらの意見も反映させていくということが必要だと私は思いますが、いかがでしょうか。

マンション1棟1人の問題では、法令に基づくものだということですが、この法令自身がやはりマンションの権利を狭く見ているというふうに思うのです。そういう法令だとしても、一人ひとりにちゃんと説明して合意をとっていく、そういったことが禁止されているわけではありませんから、区として、そういった一人ひとり、また世帯、家庭ごとに説明をし、分かってもらおうと。進めるべきではないと思うのですが、そういったことが必要だというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○多並都市開発課長

今のお話は、まず1点目の住み続けたいというところのご意見ということですが、やはり一般的には、組合設立後に家屋調査をして、ご自分の資産がどういう価値かというのを判断した上で新しい建物のグレードが決まって、その中でどういう配分になるかというのが、モデルケースが出てくることです。ただし、今回については、いろいろ今までもご不安だという方が、知りたいという方がいらっしゃるということなので、準備組合に対して、そこにお話ししまして、今回、事務局の中で、希望者に対してですけれども、家屋調査をするということでやっていくということです。これをやることで、今後どういう形でお住まいになるのかということが大分見えてこれると思いますので、そういう形でもっと丁寧に対応するようなことで、いろいろそのときそのときの皆さんのご不安を聞きながら、適切な対応をするようにということで、区としても助言、指導しているところでございます。今後もやっていきたいと思っていますところでございます。

あと、法令についてですけれども、これについては法令にのっとって遵守することがどうしても必要なことだと思いますし、東京都の手続でもありますし、これについては法にのっとって行っていきたいということでございます。

○こんの委員長

ほかにご発言はありますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和3年請願第9号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○芹澤委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

今お話をいろいろいただいて、区が進めてきたところは、当然法令にのっとってやっぺらっしやるのだと思います。ただ、今お話があったように、特にマンションの方々を中心として、不安や疑問を持っている方がいるというのは、区も課題として考えていらっしやるというお話もいただきましたので、区がやること、準備組合がやること、それぞれやれることも含めてあると思いますが、最大限、引き続きになるかと思いますが、そこの不安解消というところは、ご支援をいただければと思います。

○塚本委員

本日結論を出します。結論は不採択でお願いしたいと思います。

基本的には、やはりこれは、質疑の中でもありましたけれども、住民主体ということが大前提で、準備組合内のことにつきまして、何かをやるべきとか、やめるべきとかということを議会が基本的には発言すべきものではないというのが考え方としてございます。

準備組合内のいろいろなご意見はございましたけれども、全員の合意を得ることが望ましいというふうには思いますけれども、こういった事案について、区といたしましても、この答弁の中で、区としては、しっかり指導助言していくと、こういう答弁もございましたので、そういう意味では、この事案についてのこの願意、都市計画手続を進めることはやめてくださいという願意に沿うことはできないということで、不採択でお願いいたします。

○大沢副委員長

本日、結論を出してください。不採択。

理由を言います。疑問が解消されないままということと、都市計画を進めることをやめるという、これはもうやめるということは、制度にのっとってやっぺらっしやるものですから、これは無理。だけれども、先ほどの請願第9号の今後の予定の中で、これは予定ですから、ここの慎重な進め方というのはいくらでもできるわけです。先ほど、どなたかがおっしゃった開発主体の、その会議体の方、それと、行政、そうあっても間に入るゼネコン、何が入るのですか、これはコンサルですか、事務局ですか、そこがきちんと機能を果たしてもらえない限り、両方が一生懸命やっぺらっしやるでも、結節するところが駄目なのだから駄目です。だから、そこだけはしっかり、このように小さい数字ではないのです。そこだけはきちりときめ細かに対応していただきたいと思います。今日これが終わってからも構いませんから、行政なりゼネコンか建築屋にそれを言ってください。それはお願いします。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択を主張します。

住民の生活が壊されるにもかかわらず、自分たちの生活がどうなるか分からないまま進められており、住民の合意が得られていないまま強行に都市計画手続を進めることはやめるべきですので採択です。

○西本委員

本日結論を出すということで、不採択をお願いします。

先ほども申しましたが、住民合意形成の仕方は、これからいろいろ考えていただきたいということと、それから、本当にきめ細やかな対応をぜひお願いしたいと思っております。

○こんの委員長

それでは、まず、本請願については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、その取扱いでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○こんの委員長

ありがとうございます。

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本請願については、挙手により採決を行います。

それでは、令和3年請願第9号、小山三丁目第1地区市街地再開発計画に関する請願を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○こんの委員長

賛成少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前 11時54分休憩

○午後 1時00分再開

○こんの委員長

それでは、休憩前に引き続き、建設委員会を再開いたします。

(2) 令和3年陳情第49号 品川区内の特定整備路線事業の中止を求める陳情

○こんの委員長

次に、(2)令和3年陳情第49号、品川区内の特定整備路線事業の中止を求める陳情についてを議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○こんの委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○鈴木都市計画課長

それでは、私からは、令和3年陳情第49号に関連し、特定整備路線の用地取得率についてご説明いたします。

お手元のA4資料をご覧ください。

東京都が公表しています令和3年3月末現在の特定整備路線、区内3路線の用地取得率を記載してございます。放射2号線が39%、補助28号線が56%、補助29号線は延長が長いため区間を分けてとなりますが、それぞれ、用地取得率は記載のとおりでございます。

区では、木密地域の防災性の向上に向け、この3路線の沿道30mの都市計画の見直し、内容的には、最低限高度7m、準防火地域から防火地域への変更等を行いまして、また同時に、不燃化特区による不燃化等への助成を行っているところでございます。

今後も延焼遮断帯の形成、燃えないまち、燃え広がらないまちの形成に向け、ソフト対策も含め、重層的な取組を進めてまいります。

○こんの委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

まず最初に、用地取得率のところ、29号線、区間ごと6つに分かれて出ておりますが、下は17%から上は40%ということで、これ、全体でのパーセンテージがありましたら、伺いたいと思います。

それで、陳情のほうには、大きく2点書かれておりますけれども、1点目が、交通の円滑化の根拠が失われているということで、交通量の減少が書かれております。国の調査でも、第二京浜とか、今、交通量が減っておりますので、交通の円滑化の必要性がなくなっているということだと思っておりますけれども、こういった面で見ても、この特定整備路線、中止にしていくべきだと私は思いますが、名古屋市では、交通量が1割減ったということで廃止をしたというところがありました。それ以上に、この陳情で言いますと、20%、30%減少しているということですから、廃止をする理由にはなるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

まず1点目の補助29号線全体の取得率ですが、こちらについては東京都が公表しておりません。この分割した形での公表となりまして、区としては承知していないというところでございます。

それから2点目でございますが、交通量の減少に伴うネットワーク等のお話でございますが、陳情にもありまして、今、委員が口頭でもご説明いただいたこの調査内容については、区のほうでも、これは交通センサスの中で、東京都が国と合同で実施している報告書の中で公表しているものの確認、私のほうでは確認ということになります。そこで一定の交通量が減っているというのは私のほうでも確認させていただいているというところでございます。

しかしながら、報告書の中には、混雑度、これは一般的には1を超えると混雑がありますよという指標でございますが、それとともに、平均旅行速度についての記載もございます。やはり交通量全体としては、1日12時間当たりの数字が記載されているわけですが、当然ながら時間帯によって、車の多い少ないということがございまして、報告書の中では、併せて混雑度を示す数字等々も記載されているというところでございます。

交通量の減少で直ちに中止を求めるべきではないかということでございますが、やはり道路ネットワークにつきましては、基本的には、市街地形成の中で基本的な都市基盤の1つだということで、やはり全体的な道路ネットワークを考慮した上で都市計画決定等がされているというところでございます。

併せて、その1本1本が結ばれていて、最終的には、より広域的な視点、道路整備ということもあって、長期的な視点も含めて、そうしたところがあったところで交通ネットワークが形成されていくというところでございます。

基本的に、この特定整備路線が入る品川区は、木密地域というところもあって、非常に道路が狭いというところで、この道路ができることで、周辺の道路に車が流れていたものが、この特定整備路線にも流れてくるというところで、車もとより、人や自転車も円滑に通行できるようになるというところがございます。

それから、よく災害時に幹線道路が車の移動で非常に大きな渋滞を起こすと、それがひいては、消火活動や人命の救助、あるいは支援物資の輸送等々に支障を来すということが問題視されているところもがございます。そうした観点から、日常時、非常時を含めて、やはり道路ネットワークの整備は必要という区の考えでございます。

○のだて委員

交通センサスのほうでは交通量は減っている。全体的なネットワークが、道路は必要なのだということですが、全体的に幹線道路の交通量が減っているわけです。それで今、若者の車離れとかも言われておりますけれども、そういった中で、コロナの中でもあり、移動が制限されてきますので、交通量が増えていくというような状況にはないというふうに思います。その中で新たな道路が必要だと私は思わないのですが、いかがでしょうか。

それで、29号線ができた際には、周りの交通が流れ込んでくるということなのですが、逆に、流れ込んでくると、もともとあったところが交通量が増えるわけですから、危険性が増していくということになるので、商店街が通りますし、むしろ流れ込んできては困るというふうに私は思うのですが、いかがでしょうか。

災害時の渋滞の件もおっしゃっていましたがけれども、それも幹線道路、国道でも詰まっていたわけです。29号線、20m道路ができたから詰まらないのかということが言えるのでしょうか。伺います。

○鈴木都市計画課長

何点が要点といいますか、視点を含めてご質問いただいたわけですが、車の交通量の増加あるいは減少、この陳情の中にもございますが、一時期増加し、その後減少もあるというところで、委員のほうからは、若者の車離れ、コロナの時代の移動手段というお話もいただきましたが、今後の車の需要の予測等々については、やはり様々な視点で、これからどう車が、需要といいますか、移動手段として活用されていくか、あるいは、区民の中に取り入れていっていただけるかというところは、例えばでございますが、今、技術革新といいますか、そうしたところで、運転の無人化ですとか、そうしたところも、環境にいい車というところも開発が進んでいるところでございます。その中で、今後、車がどう需要が伸びていくかというところは、やはり一長一短ではないところがございまして、先ほどもご説明しましたが、交通量調査の中でも示されているとおり、やはり渋滞が起きているところは渋滞が起きていると。平均移動速度が非常に遅いという数字も示されているわけでございます。そうしたところから、防災性の観点もそうですが、東京都が、この道路ネットワークの形成、交通環境の改善等々で進めているというところがございます。

それで、先ほど、私の説明が不足しておりましたが、やはり木密地域ということもあって道路が非常に狭いこの荏原地域を通る3路線でございますが、そうしますと、車が非常に狭い道路等を通っているというようなところで、一定の広幅員の都市計画道路が整備されて、当然ながら、都市計画道路ですので、歩行者分離、人にも優しい都市計画道路として整備されるわけですので、今、細い道を車が通っていたところが、その都市計画道路に流れていくというところで、全体的に交通のネットワーク、交通の適正化が図られていくというところかと思っております。

○のだて委員

交通の適正化が図られていくということなのですが、戸越公園の駅周辺は特にですけれども、29号線のところが商店街なのです。そうすると、商店街の形はもうがらっと変わってしまうとは思いますが、そこで交通量が増えれば、本来、商店街、左右のお店を行ったり来たりできるわけですから、そういったときにも危険性が増すということになりますので、私はやはりこうしたところで交通量が減っているという中で、新たに道路は必要ないというふうに思います。

それで、交通の円滑化を目的にしていますけれども、戸越公園の駅のところは踏切があるわけです。そこを29号線が通るわけですから、現在でも人と自転車がボトルネックになっているという中で、今度はさらに車まで追加されていくということで、交通の円滑化と言いながら、むしろ交通が円滑化しないという道路なわけですが、区はそのところはどうかお考えなのでしょうか。

○鈴木都市計画課長

29号線の特に戸越公園駅の点についてご質問いただいたわけですが、先般の建設委員会でも所管よりご説明させていただきましたが、東京都は、この立体化に向けて、準備採択、位置づけをワンランク上げて採択されたということが結果として出てございます。委員ご指摘のとおり、広い道路ができて、踏切があるというところでは、当然ながら、そこでボトルネックになるということはお指摘のとおりでございます。それをそのままとせずに、併せて立体化に向けた取組も今まさに第一歩が進んできているというところでございます。戸越公園駅周辺の立体化につきましては、10年前のマスタープランの中でも課題性を挙げさせていただいて、しっかり記載させていただいております。そうしたところが具体的に進んでいくというところは、まさにご指摘いただいた交通の円滑化に向けて総合的に進んでいるという認識でございます。

○のだて委員

交通の円滑化が進んでいるということなのですが、実際、立体化がいつ頃できるのかということですが、やっていったとしても道路もなかなかできないと思うのですけれども、そういった中で、実際には、ボトルネックになって、交通の円滑化にならないというふうに私は思います。

陳情の2点目のところでは、防災性の疑問も投げかけられています。実際に29号線は20mということですが、その道路で延焼を止められるのかということなのです。ここに火災の伝播要因ということで5つ書かれておりますけれども、飛び火の、1km以上も飛ぶということで書かれておりますが、つまり、20mの道路では延焼を止められないということなのです。東京都が行ったシミュレーションは、この飛び火の要素が欠如しているところの陳情にも書いてありますが、飛び火を考慮されずに東京都のシミュレーションも行われているということで、飛び火というのは、やはりそれが考慮されるかどうかで延焼の範囲が大きく異なってくるということなのです。防災専門家の方が言っているということも書かれておりますが、9月9日に行われた専門家の方の証人尋問を私も傍聴いたしましたけれども、大火が起こったときに、飛び火で延焼するというのが約半数ぐらいあるということなのです。そういった飛び火を考慮せずに、この延焼シミュレーションを行って、防災性がありますというのはおかしな話ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

飛び火について、専門家の方のお話もご紹介いただいたわけなのですが、私、その口頭弁論の内容を傍聴していませんのであれなのですが、過去の火災で半数以上が飛び火としてあったというところは、どの火災で、どういう状況でそういった事象があったのかということだとは思いますが、例えばで

ございますが、阪神・淡路大震災では、やはり火災の発生要因として一番大きかったのが通電火災というところは強く言われているところがございます。全く飛び火がなかったかということ、やはり一部で飛び火による火災もあったということは報告書の中で確認させていただいております。

それから、新潟県の糸魚川で、これは最近といいますか、大きな火災がございました。こちらのほうは、ご指摘のとおり、飛び火が要因として大きかったというところがございますが、ただ、この糸魚川のほうは、非常に古い建物が多かったと。この地域で、以前、大きな火災があったのが昭和7年、大きな火災が発生して、それをきっかけに、直後、昭和8年に多くの建物の建て替えがその際に行われたと。そのときの古い昭和初期の仕様、瓦葺き屋根になりますが、そうした建物が建ち並んでいた。同様な条件で建ち並んでいた。私は、この報告書も見ましたが、この瓦が、工業化されていない手法でつくられたというのが要因とは書いていませんでしたが、瓦自体の1つ1つの反りなどの関係で隙間ができていて、そこから飛び火が侵入して火災が大きくなっていったというところがございます。

その裁判の口頭弁論での東京都として飛び火をシミュレーションに入れていないというところは、これは私のほうでも、手に入られる口頭弁論の内容では確認させていただきましたが、そこでは東京都もしっかり、その専門である東京消防庁のシミュレーションにならって行っているというところがございます。

先ほど、糸魚川の建物の状況をご紹介させていただいておりますが、やはり品川区の荏原地域の木造は、当然ながら昭和初期の建物もありますが、昭和30年代後半から40年代前半に建てられた古い木造住宅というところで、こうした建物は、屋根の不燃化等々も一定程度されているというところがございますので、ただ、されているから耐火性に優れているかというところではございませんで、やはり阪神・淡路大震災では、地震で倒壊あるいは揺れて、そこから朝、家事をしていたところから火元となって出火し燃え広がっていったというところがございます。

そうしたところの建物を、延焼遮断体の形成と一緒に不燃化を一生懸命、今、品川区として、助成をもって進めているというところがございます。

○のだて委員

阪神・淡路大震災でも通電火災が多かったということなのですが、やはりそこも話に出まして、その際、出火点には消防隊がすごく近隣からも集まって消防活動をした。その消防力で止めたのだということなのです。だから、やはりそういった体制をしっかりとつくっていくということが必要だと思うのです。

やはり飛び火が考慮されていないというシミュレーションですので、延焼範囲が狭まるというような検討になっているということになりますので、実際に同様の火事が起こった場合に起こることとは違うシミュレーションになっているということになりますから、全体としての防災性は確かめられていないというふうに思います。このことは都議会でも、全体の防災性を判断するというか、そのためのシミュレーションではないということは都も認めておりますけれども、やはりそうしたことをやっていない中で、防災のためだと言って進められてきているという現状があるのがおかしな話だと私は思いますが、今回、不燃化領域率がどれだけ上がるかということも、東京都は、この道路ができて飛散などしていないということも明らかになりました。そういったことを区はご存じだったのか、ご存じであれば、それをどのように考えていらっしゃるのか、これまでも区は不燃化領域率70%になれば燃え広がらないということをおっしゃっていましたが、効果が、実際、道路では分からないということになるわけですが、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

やはり地域の防災性の向上、不燃化への取組、これは特定整備路線、都市計画道路が整備されれば、それだけをもって延焼が食い止められるというふうには私は思っておりません。先ほどまさに委員がご紹介いただいた消防の活動、それから地域での共助といいますか、地域絡み、これは阪神・淡路大震災でも大分地域の方々の協力があつたというふうには聞いておりますし、周辺の建物の耐震化、不燃化、それから、先ほどお話ししましたが、通電火災、これを食い止める電源の防止板といいますか、そうした助成、それから地域、毎年行っています消防への取組、こうしたところが総合的に重層的に行われて、市街地の防災性の向上が高まっていくというふうには、これは私も思っているところでございます。

それから、不燃領域率につきましては、これは区のほうで不燃化特区、東京都の不燃化10年プロジェクトを活用し助成制度を行っていくに当たって、それぞれで不燃領域率を算定して、区のほうでも把握をして進めているというところでございます。それに向かって、今、取組を進めているというところでございます。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

○のだて委員

総合的に対策していくということなのですが、やはりその中で、今、実際に住宅があるところ、商店街があるところに幅20mの道路を通すということで、そこに住んでいる方々が追い出されるということになっています。やはりそうした被害が大き過ぎると、特定整備路線の中でも29号線は3.5kmという長い道路になっておりますので、やはりそういった中で、数千世帯の方々が追い出されるという、そしてまた町会も分断されるということになりますので、まちを壊す道路であり、防災公園なども道路にかかってくると。そうした道路はやめるべきだと私は思います。それよりも、先ほど課長もおっしゃっていました消防力を強めること、耐震化、不燃化、通電火災を防ぐための感震ブレーカーの設置を進めていくということが必要だと思います。

名古屋市などでは、実際に事業が始まってからも廃止をしたところがありますので、ぜひ品川区としても、これは都道ですが、中止を求めていただきたいというふうに思います。

あと、放射2号線のほうも、実際、これは防災のためと言われて進められてきましたけれども、火災危険度は低いほうから2番目というところで、星薬科大学もあって、延焼遮断に既に星薬科大学はなっているというものを分断する計画になっておりますので、そうした計画はやはりやめるべきだと思いますし、コロナのこの中で、不要不急の巨大道路、特定整備路線などを進めていく必要はないと私は思いますので、区に中止を求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

特定整備路線、先ほどもご答弁差し上げましたが、市街地の防災性の向上、特に木造密集地域の防災性の向上、これは喫緊の課題でございます。いつ来るか分からない大きな地震に備えるというところでは、非常に喫緊な課題というところで、先ほどもご説明しましたが、ソフト的なところ、消防の方々の力だけでは、当然ながらマンパワー的なところも限られているところはあると思います。同時多発的に火災が起きないように、不燃化、耐震化への取組、それから、もし起こった場合の、地域で助け合って救助活動等を行うとか、そうしたソフト的な取組、常日頃からの取組も含めて、それから、延焼遮断帯の形成というところで、こうした総合的な取組を重層的に行うことで、喫緊の課題に向けて強力推進していかなければいけないというところでございますので、東京都が進めている特定整備路線について、

中止を求める考えは区としてはございません。

○こんの委員長

ほかに。

まとめてください。

○のだて委員

消防のマンパワーの話などもありましたが、それならば、消防署員を増やせばいいと思うのです。そうした対策をちゃんとやって防災性を高めていく。この特定整備路線の延焼遮断帯の構想は、1 kmメッシュで遮断帯をつくっていかうというものなわけです。その1キロメッシュの中には、阪神・淡路大震災で焼けた火災の延焼範囲がすっぽり入ってしまうという広さなのです。それで実際、品川区民の生活を守れるのですかと私は思うので、やはり耐震化、不燃化、感震ブレーカーの設置など、そういった予防策をさらに推進して行っていただきたいと思ひますし、特定整備路線はやめるべきだと言っておきたいと思ひます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○西本委員

幾つか確認をさせていただきます。資料でいただきましたこのパーセンテージですけれども、これ、東京都公表値ということで、いつの、3月末だから、どういうところまで、完全に取得というところのものなのか、例えば、めどがついているものでちょっとずれがあるのではないかと思ひます。

というのは、28号線は56%なのですが、もっと進んでいるのではないかと見ているのです。なので、予定を踏まえると、もうちょっと高まるのではないかと思ひますが、その辺は、分かる範囲になるかと思ひますけれども、いくらぐらい入っているのかということと、それから、特定整備路線の助成金とかを含めて延びたかと思ひます。それが今、変わっていないかと思ひますが、いつまでになるのか、もう期限は過ぎて延長ということになっているかと思ひます。それを教えてください。

○鈴木都市計画課長

用地取得率、これをどのタイミングのものを数値として公表しているかというのは、確認はしていませんが、やはり取得ということでございますので、今、交渉でめどが立った、あるいは手続中というものまで含めての公表ではないかと思ひます。完全に東京都が用地として取得をしたというものについての公表という理解でございます。

それから、不燃化特区、木密関係の事業についてですが、ちょっと手持ちに、今日は所管もいなくてあれなのですが、当初10年間の事業だったものを、東京都も延伸しますよということで、その延伸の中で、区としても事業を進めているというところでございます。

○西本委員

大分進んでいるかなというところもありますので、実際は、これよりも、交渉も含めると大分進んでいるかと思ひます。

それで、担当というか、いらっしゃらないということなのか、いつ頃までにというところで、というのは、いずれにしても期間があるので、それが途中でやっている最中にぽつと切れてしまうと中途半端になってしまうので、ここの路線は完了するまで、その助成も含めて、拡幅とか整備はするということなのか。途中でやめてしまう可能性もあるということなのか、その辺はいかがですか。

○鈴木都市計画課長

木密の事業自体は、現在、令和7年度まで事業が延伸されているというところでございます。これは10年目を迎える時点で、東京都と、品川区は非常に大きいエリアで、この密集事業を活用させていただいておりますので、その延伸について、強くその時点でも要望して、それを結果として受け入れられて延伸に至ったというところでございます。これは区民の方にはしっかり周知していかなければいけないわけなのですが、やはり我々も早急にこのエリアの地域について不燃化を図っていきたいというところでございますので、それにはやはりしっかりした周知と説明を地域の方にしていきたいというふうに考えてございますが、それは、いつまでも続きますよと、これはもうずっと続く、いつ活用していただいてもいい事業なのですよという周知の仕方ですと、地域の方への必要性と申しますか、そこをしっかりと訴えていくのですが、当然ながら、今、委員がご指摘いただいたように、何か途中で、来年からは使えませんよとか、そうならないように、そこは東京都としっかり協議をして、今後も緊急性を持って早急に進めていきたいというところでございます。

○西本委員

特に補助29号線、28号線もそうなのでしょうけれども、商店街などもいろいろ含んでいて、結局まちづくりにかなり関与している部分があるのです。なので、今の例えば10%台とかとなってくると、まだまだ取得しなければいけないという現状を考えると、あと何年かかるのでしょうかというふうになるのです。なので、やるのだったらやる、やめるのだったらやめるというのは、ある程度決めていかないと、やっぱり住民でも、今回のような請願・陳情も結構いただいたりして、不安なところもあるかと思うのです。なので、これは東京都が中心なので品川区の意気込みを聞いてもしようがないと思うのですけれども、東京都がどういう気持ちなのか、やっぱりある程度の期間を置きながらも確認作業をやって、住民の皆さんには周知徹底をしていく。東京都の総意、例えばコロナ禍とかあって見直しを図るなどというようなことが出てきた場合に、今の再開発も含めて見直しを図っているところもあるので、それは早く、方向転換されている状況であるならば、ちゃんと伝えていかないといけないのではないかと思うのですが、今のところ、そういう動きはありませんか。

○鈴木都市計画課長

コロナ禍におけるこの道路整備というところでのご質問でございますが、昨年の令和2年5月に東京都が依命通達という形で、コロナ禍における様々な都の事業の考え方について出しているところがございます。

その中で、いろいろ整理して、この依命通達は外されていますが、特に、防災・減災など都民の生活、生命、財産を守る上で緊急性が高い事業については、これはしっかりと進めていくのだということが打ち出されておりまして、その中に特定整備路線もしっかり示されているところでございます。

区としては、やはり沿道の防災性の向上と不燃化とともに、この地域の防災性の向上の取組を進めていくというところでございます。

○このの委員長

ほかに。

○本多委員

すみません、1つだけ質問させてください。

出ている質疑に関連するのですが、この道路を整備していくには、何十年来、もう議論がありました。そのあり方については、本当にいろいろな考え方がありましたけれども、東日本大震災が発生してから、東京都が大きく打ち出しました。その東京都の打ち出し方で、かなり道路の整備、特定整備

路線のあり方に理解をされた方が増えたのではないかと。これは品川区内に限らず、東京全体で、東京都が指定をしたところ全部に含まれるかもしれませんが、道路を整備する必要性の理解度というのか、すぐ高まったと思うのです。当然、周知とか、その必要性は東京都がやってきたことだし、やるべきものだと思いますが、品川区の担当から見まして、その辺の把握というのでしょうか、手応えというのでしょうか、その辺の感じ方。

それと、今質問も出ていたように、令和2年5月の依命通達とか、そういったことも東京都がやってこられて、その辺の感じ方、担当部署から見て、その辺の手応えみたいなものを教えてください。

○鈴木都市計画課長

都市計画道路の整備の進め方については、これはご指摘いただいたように、阪神・淡路大震災、あるいは東日本大震災、特に東日本大震災以前は、基本的に東京都は第一次事業化計画と第二次事業化計画、優先的に進めていくところを計画的に整理をして進めてきておりました。今現在も進めているというところで、その中では、必要な都市計画道路はしっかり進めていくと。中には廃止した路線もございます。その中で、ご紹介いただいたように、東日本大震災を受けて、やはり防災性の取組、これはもう本当に喫緊の課題として強力に進めていかなければいけないというところで、東京都が不燃化10年プロジェクトを打ち出したというところでございます。

それで、その事業化に当たっての、区内でも3路線、地域説明会が開かれて、東京都による説明会が行われておまして、これまでも、その中でも、さらに沿道の、先ほどご紹介した不燃化の区の事業の中でも、やはり特定整備路線と沿道の不燃化、これをセットでしていくというところと、特に不燃化はこの3路線沿道にも同様にかかっていますので、そうした意味では、地域の方にも、延焼遮断帯の形成、それから道路による防災性の向上の取組というところは、区の助成のご案内、周知とともに、一定程度進んできているのかなというところでございます。

それから、ご紹介いただいたように、この特定整備路線の取組は、区内だけではなくて、品川区だけではなくて、広く特別区、広いところで、特に密集地域があるところで強力に進められているところでございますので、東京都としては、非常に上位に位置づけて、これを今、取組を進めているというふうな所管としては感じているところでございます。

○このんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和3年陳情第49号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○芹澤委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

個人的に特定整備路線の効果、必要性はあると思っていますし、特に今お話しいただきましたけれども、区内の地域柄、木密というところも考えると、非常に効果が高いというご説明もいただきました。区としては、都の計画を粛々と進めるという役割もあるかと思っていますので、それはしっかりと進めていただければと思います。

○塚本委員

本日結論を出すということで、不採択でお願いいたします。

この特定整備路線の整備事業についてということでの交通量、あるいは防災性、こういったことについて疑問があるということですが、既に区から説明があった資料にあるとおり、事業が進んでいる中で、この目的を無意味として中止をするということにはとても当たらないというふうに思いますので、不採択でお願いいたします。

○大沢副委員長

本日結論を出す、不採択でお願いします。

理由については、先ほど課長から言われたように、昭和30年代後半から木造家屋が密集して、当時で言えば、まさに都市計画法に基づいてこの事業はなったわけですが、無秩序に並べられた都市を整備していくという部分では、非常にこれは大事な事業であるということは言うまでもないことだと私は思っておりますので、ここのところは、やはり防災性、防火、また交通の円滑化という観点からも非常に重要な事業だと考えます。

それともう1つ、地方裁判所という判断も出されましたけれども、いわゆるこの司法判断、これは裁判官、おのこのいろいろな特色を持たれた裁判官の自ずからの考え方にもよるので、いろいろな考えの裁判官の方がいらっしゃるわけです。これをもってそれが全てだというふうには私は当たらないと思います。

以上をもって、この件については不採択でお願いいたします。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択を主張します。

る言ってきました、交通の円滑化にもならず、防災も費用対効果に合わない。名古屋市では、買収が進んだところでも、8割つくっているところでも廃止にしました。また、住民に立ち退きを迫り生活を破壊するというものですので、ましてやコロナで莫大な税金を投入して進めるべきではないので、採択です。

○西本委員

本日結論を出すということで、不採択でお願いします。

先ほども言いましたけれども、途中でというのはあまりよくないので、踏襲すれば踏襲する。必要なことということで、東京都のほうも、この路線は必要だということがあるならば、やはり住民サイドの方々にはご理解を求めるといことは、継続的に、東京都を中心になると思いますけれども、しっかり取り組んでいただきますように、28号線等もうかなり進んでいるのです。進むことによって地域が変わってくる、商店街も含め変わってきますので、それはまちづくりにつなげていただいて、新たなまちづくりというふうな形にしていきたいと思います。

○こんの委員長

それでは、まず、本陳情については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ありがとうございます。

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和3年陳情第49号、品川区内の特定整備路線事業の中止を求める陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○こんの委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

(3) 令和3年陳情第50号 大井町駅周辺広町地区に係る都市計画の手続きについて、適正な住民参画を区に求める陳情

○こんの委員長

最後に、(3)令和3年陳情第50号、大井町駅周辺広町地区に係る都市計画の手続きについて、適正な住民参画を区に求める陳情についてを議題に供用します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○こんの委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○鈴木都市計画課長

私からは、令和3年陳情第50号に関連し、広町地区に関する都市計画案の手続についてご説明させていただきます。

なお、説明は、お手元の資料により私から一通りさせていただいた後、引き続き、都市開発課長より口頭にて説明させていただきます。

それでは、お手元の資料をご覧ください。ちょっと順番が前後して申し訳ございませんが、初めに、A4資料の裏面をご覧ください。

こちらには、抜粋した都市計画法を記載してございます。陳情にも根拠法令として記載がございしますが、都市計画法第16条、第17条は、都道府県や区市町村が都市計画案を作成しようとする場合の住民意見の反映についてが規定されてございます。

資料記載の第16条第1項では、「都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」との規定が示されており、また、その下、2の数字の記載がある条文、第2項となりますが、第2項では、様々な都市計画の中でも、特に地区計画の案を作成する場合としての記載がなされており、地区計画の案を作成していく場合において、都市計画の内容の提示方法や意見の提出方法について条例で定める旨規定されています。

また、その地区計画の内容について意見を求める対象者は、地区計画案の区域内の土地所有者や利害関係人である旨が明確に示されてございます。

ここで、別紙1および別紙2をご覧ください。

ただいまご説明しました都市計画法第16条第2項で示されています意見を求めるための手続に関する条文について、別紙1が、東京都が地区計画を作成する場合の手続条例、都条例となりますが、また、別紙2のほうは、区が地区計画を作成する場合の手続条例、区の条例でございます。

陳情では、広町地区の地区計画は区の手続条例に基づく必要があるとされてございますが、今回の広町地区の地区計画は、作成が東京都となりますので、別紙1の都の条例に基づくものとなっております。

それでは、別紙1をご覧ください、東京都の手続条例には、第2条では、都市計画原案について、公告事項や縦覧期間が示されており、また、第3条では、説明会の実施についてが、また、第4条では、縦覧された都市計画原案について意見を提出する場合の提出期間が示されています。

なお、この地区計画原案に対し意見を提出できる対象者は、先ほどもご説明しましたが、都市計画法第16条第2項に記載のとおり、地区計画原案区域内の土地所有者および利害関係者となっております。

それでは、資料を都市計画法の抜粋部分にお戻りいただき、次に、第17条をご覧ください、第17条では、この第16条の説明会や公告、縦覧、意見募集により取りまとめた都市計画案について、最終的に都市計画として決定をしようとする場合は、第17条第1項において、都市計画案について公告、縦覧を行うよう示されており、同条第2項では、都市計画案について公告、縦覧があったときは、関係区市町村の住民および利害関係人は、意見書を提出できる旨が示されております。

前条の前の条文、第16条第2項の意見募集の対象者が、区域内の土地所有者および利害関係人であったのに対し、最終案である第17条では、意見募集の対象者は、関係する区市町村の住民および利害関係人となっております、最終案では広く区内全域を対象に、公告、縦覧を行い、意見募集するよう規定されてございます。

それでは、資料の1枚目、表面にお戻りいただきまして、前段の説明が長くなってしまいましたが、説明させていただいた法的根拠に基づき実施しましたこれまでの手続の経緯と今後の予定についてでございます。

今回の広町地区の都市計画の内容は、記載の4つとなっており、東京都決定の地区計画と、それに関連する3つの都市計画となっております。決定権者はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、これまで経緯としまして、都市計画法第16条第1項、第2項および東京都の手続条例に基づく説明会が、記載の日時、会場により実施されております。

また、公告、縦覧、意見募集も記載のとおり実施されております。

この説明会の対象者と、公告、縦覧に対する意見募集の対象者、意見を提出できる方は、区域内の関係者、土地所有者と利害関係人となります。

陳情では、説明会、公告、縦覧、意見募集が区広報で周知されないまま実施されたとされてございますが、都市計画法第16条第2項に基づく周知が必要な対象者、地区内関係者へ直接郵送にて周知が行われているものでございます。

最後に、今後の予定についてですが、都市計画案について、記載のとおり説明会、公告、縦覧、意見募集が行われる予定となっております、都市計画法第17条第1項、第2項に基づき実施されるもので、対象者は区内全域。周知方法は、都、区ホームページ、広報しながら、地区内関係者への郵送、東京都広報により実施してまいります。

○多並都市開発課長

私からは、もう少し詳しく具体的な内容でご説明させていただきます。

本計画につきましては、都市計画法第16条に基づく都市計画企画原案の説明会については、地区内の権利者の方を対象に、今ご説明のとおり行ったところでございます。

本地区内には現庁舎がありまして、新庁舎建設計画の検討が現在進められております。新庁舎建設計画は、都市計画法手続と密接な関係があるために、相互に深く連携しながら現在進めております。

新庁舎の検討は、令和2年度に学識経験者や公募区民の方、また、議員の皆様で構成された庁舎機能検討委員会の中で検討され、新庁舎候補地については、土地区画整理事業による土地再編により確保した敷地とすることとして、区長へ答申としてまとめていただいたところであります。

一方、まちづくりにつきましても、地域意見や、検討委員会のご意見などを踏まえ、大井町駅周辺地域まちづくり方針を令和2年11月に策定し、公表したところであります。

また、令和3年3月には、JR東日本と共催で、広町地区事業計画の説明会を実施し、土地再編の概要や地区内の事業計画などについてご説明しました。

また、説明会につきましては、区報で事前に周知し、延べ326名の方にご出席いただいたところであります。

令和3年度からは、同じく学識経験者や公募区民の方、また、議員の皆様などで構成された新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会を新たに立ち上げ、さらに具体的な新庁舎の検討に着手したところであります。

当該検討委員会の中では、土地区画整理事業により新たに整備する予定の道路などの公共施設の配置計画についてや、また、地区計画の概要などについてご説明し、ご議論いただいているところであります。

これらのご議論を踏まえながら取りまとめている新庁舎整備基本構想案を10月1日から25日までパブリックコメントを行い、広く区民の皆様からご意見をいただく予定であります。

一方、都市計画手続につきましても、9月27日に全区民を対象とした都市計画案の説明会を開催する予定で、併せて、公告、縦覧手続も行う予定であります。

したがいまして、区といたしましては、都市計画の手続だけでなく、新庁舎計画の検討の中でもしっかりと区民の皆様のご意見を聞きながら進めているところであり、今後も連携を図りながら進めたいと考えているところでございます。

○この委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

まず、確認なのですが、今回の都市計画の4つの内容、これは区は区民に周知をしたのでしょうか。具体的には、区報に載せたのかということになると思いますが、ほかにも方法があれば、いかがでしょうか。

○多並都市開発課長

区報には載せてございません。ただ、ホームページで、事業計画の中で記載したものは、皆さんが見える形にさせていただいているところでございます。

○のだて委員

事業計画の中ではやったというのは、どういうことでしょうか。実際に説明会をやりますよというこ

とが載ったということかと確認させてください。

○多並都市開発課長

すみません、説明が丁寧でなくて申し訳ございません。

先ほどご説明したとおり、JR東日本と共催で説明をした事業計画の説明会を行いました。この中で今後の進め方のところで全体の説明をさせていただいて、その中で今後の都市計画の内容であったり記載させていただいて、周知させていただいた。それについては、ホームページで皆さん誰でも見られるような形にさせていただいているというところであります。

○のだて委員

ということは、改めてこの説明会、7月12日の説明会をやるに当たっては、広報はしていないということだと思います。その中で、今回、全体として4つの都市計画があるわけで、その中には東京都決定もありますけれども、品川区決定もあります。そうしたところを見れば、品川区としてもやはり区報に載せるなど、周知をしていくことが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

また、そもそも品川区内の計画なわけです。それを区民に知らせていくというのは、そもそも区がやるべきことだと思うのですが、いかがでしょうか。

○多並都市開発課長

2つの面がございまして、まず1点目の都市計画の観点の説明といたしましては、地域の方にご説明しながら、権利者という形で説明させていただいている面、それについては都市計画についてです。

今のもう1つの面としましては、現庁舎と、今後、新庁舎を建てる敷地としての品川区としての責務に関する説明だと思います。これにつきましては、先ほどちょっとご説明しましたが、新庁舎計画の中で、昨年度から、学識経験者などの委員の方にご説明するとともに、ホームページにご議論の資料と内容については全て公表させていただきながら進めているところです。今年度から進めている新たな策定委員会につきましても、ご議論や、また当日使った資料については、全てホームページに出させていただくとともに、これからパブリックコメントという形で区報のほうに載せる予定ですが、皆さんにこれをお知らせしながら進めるということで、区民の皆さんと連携しながら進める、ご意見をいただきながら進めなければいけない事業でありますので、そういう形で、都市計画の話と、または新庁舎についての区民のご意見というのは、一緒に定めながらやっている。その中で都市計画というのは、非常に今回の場合は土地区画整理事業が深く関係するところがありますので、それについても丁寧に説明させていただきながら進めている、そういう位置づけでございます。

○のだて委員

私が伺ったのは、都市計画手続の中で、法律に基づいてというところもあるとは思いますが、そういった面で見ても、品川区決定があるということですから、区が、区報などで、この説明会がありますよということを周知することが必要なのではないかということなのです。

実際、そもそも論として、品川区内の計画なので、法律にそういった定めがなかったとしても、区民に知らせていくというのが区の役割ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○多並都市開発課長

今のものも第16条という、先ほど説明させていただいた条文と、もう1つ、第17条がありましたけれども、これが考え方としては、まず、基本的な考え方ですけれども、都市計画法の中では、地区中の非常に関係性が深い、地区計画というのは、地区のルールを定める計画ですので、その中で一番関係性が深い地区の方が、まず説明をして、ご意見をいただくというのが第16条のところの説明です。

これについては、東京都の条例に従って、公告、縦覧、先ほどご説明しましたけれども、それも併せて地区の方にポスティングして、こういう経過がありますとご説明しながら進めているところです。

第17条は、もう少し大きな都市計画という観点ですので、大きな、皆さんからご意見をいただきたいということで進めている事業です。

このような手続の中で行っているものですので、これについては、このとおり、ほかの事業についても同じように進めていますので、こうやっていきたいと。

ただ、今回の陳情の趣旨もそうですし、区としても捉えているのは、新庁舎があるのと、あと新庁舎の計画に非常に複雑に密接に関わるところでありますので、これについては、庁舎の計画という観点でご意見をいただきたいということで、その中でよくご説明させていただいて、いろいろ区民の方からご意見いただきながら、今回も、先日ありましたけれども、その中で基本構想という形で案を取りまとめさせていただいているところで、今後、喫緊でパブリックコメントを実施していく、こういう段階で、重層的に意見を伺いながらやっていく仕組みでやっていきたいと思っているところでございます。

○のたて委員

第16条が地区内の方だけだというお話をされるのですけれども、そもそも法律が狭過ぎるところはあるのですが、この第16条のところでも、第16条の第3項、この前条の条例において、住民または利害関係人から、いろいろ書いてあって、この地区計画等の案の内容になるべき事項を申し出る方法を定めることができるということで書いてあるのですけれども、だから、利害関係人だけではないのです。住民も含めて書いてあるのです。なので、この第2項の考え方からいっても、利害関係者以外の住民も対象になっていくべきなのだと私は思います。

そもそも論を言っていますけれども、やっぱり区内の計画ですから、それが区が区民にお知らせをしていくと、説明会をやりますよということをお知らせしていくということは必要ではないかというふうに思います。

なおかつ、この第16条が都市計画の原案段階での説明会になるわけですが、第17条になってしまうと、案になると、一歩進んでもう決定しようとするときの説明会だということになりますので、その第16条のところでも多くの方に、まだ案の段階というか、考えている、検討中の段階というところで意見を聞くというのが、私は重要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○多並都市開発課長

法律論といいますか、東京都も条例を定めていますので、その考え方をちょっと説明しますが、もう1回繰り返しになりますが、この都市計画を定める地区計画というのは非常に重要で、その地区のルールを定める都市計画になります。したがって、そこの地区のルールに関して、一番関係が深く、権利が、影響がある方に説明して、ご意見をいただいて、その案をもとに広く区民の方に問うというのが法の趣旨で条例を定められています。

この関係性からすれば、今のような進め方でやっている。ただ、今回は新庁舎がありますから、それについては、庁舎という観点で、その中でも都市計画の説明をしながら、ご意見を募りながら、両方総合的に連携しながら進めている形をとっておりますので、そういう形で進めていくべきと区としては判断しているところであります。

○鈴木都市計画課長

ちょっと法的なお話が出ましたので補足でございますが、委員にご紹介していただいた第16条の第2項に、土地の所有者その他政令で定める利害関係人と、利害関係人の考え方は、解釈によって、広

げる、狭めるということではなくて、この都市計画法の施行令でしっかり明示されております。都市計画法施行令の第10条の4のほうで、非常に長くいろいろ書いていますが、例えばですが、借地権者または登記した先取特権等々、限定列挙されて、利害関係人も法律の施行令の中でしっかり示されている。

繰り返しになりますが、法律にのっとって手続を進め、第17条で、第17条の条文も都市計画法で記載しておりますが、関係区市町村の住民および、ここで利害関係人と、広く聞くようにと、しっかり第17条で明示されておまして、その手続は今後しっかり行っていくというところでございます。

○のだて委員

それは地区計画の場合は法律上にしっかり対象者が出ているということなのですが、第16条の第1項のところでは、都市計画の案を作成しようとする場合にとということなのですが。今回、地区計画だけでなく、土地区画整理事業もあります。やはりそういった中で、地権者だけでなく、広く意見を聞いていくということが必要だと思いますし、陳情にも書いてありますけれども、今回の敷地は区有地も含まれるわけです。区有地はやはり区民の財産でもありますので、区民が権利者だということになりますから、区民に広く知らせていくということが必要だと思います。

あと、今回、地区計画の範囲の方が一番影響を受けるのだということでおっしゃられておりますが、その地区計画、昔の規制型であれば、その地区内の人に意見を聞くだけでよかったと思うのですが、今は、今回もですけれども、容積率緩和で規制緩和型の地区計画というのは、建物が高くなっていくということで、陳情にも書いてありますけれども、大きく周辺に影響を与えるというものになりますので、やはりそういった面でも、周辺住民にも意見を聞いていくということが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○多並都市開発課長

今の件ですけれども、まず、事業者としての全体のこの事業計画としては、3月にもう一度JRと区で、JRの建築計画に基づいて説明会をやっています。これ以外に、今、周辺への影響のところでありまして、これについては、また環境影響評価という観点から、地域の説明をして、JRの建物になりますので、JRが事業者として説明し、縦覧というか、意見をいただきながら進めているところでもありますので、そういう法律に従って適正な手続のもとで進めていくべき事業と考えているところで、そういう形で今も進めているところであります。

○鈴木都市計画課長

先ほどの委員のご質問の中で、第16条の第1項のお話ございましたので、法律的な内容でご説明させていただきますと、第16条の第1項を見ていただきますと、「都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは」と、必ずやりませんという記載はないわけでございます。

ただし、第2項のほうで、地区計画を行う案を作成する場合は、これは必ず条例で定めて行いなさいというところがございます。

今回の考え方でございますが、やはり地区計画というのは、その他の都市計画、地区計画があつて、その他の関連する都市計画が、関連するものとして決まっていくというところがございます。例えば、防火、準防火等々でございますが、そうした意味では、やはり関連する都市計画で一番重要な地区計画は、法にのっとって、きっちり説明会、東京都の条例に基づいて、意見をいただくべき方に集中して公告、縦覧の事前案内もして、しっかり行ってきたというところがございます。

○この委員長

のだて委員、質問が繰り返しになっているおそれがありますので、質問の趣旨を変えながら質問して

ください。

○のだて委員

第16条の第1項のところは、必ずやらなくてもいいという話ですが、そうすると、区はやらなくていいと思っているのですか。この広町地区に関して、説明会をやらなくていいと考えているのかということと、やはり実際の説明会をやるに当たっては、この4つの都市計画の説明をすると思うのです。ということは、やはり多くの区民に周知をしていくということが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

法律に記載のとおりのご説明を、（都市計画の案を）作成しようとする場合には、必要があると認めるときはと、法律にはこう書いてあります。今回の件はしなくてもいいですよということではなくて、関連する、一番メインは、やはりこの法体系からも地区計画で、それはきっちり説明してきておりますし、当日の資料、このエリアの方々に、説明の資料のほうでも、関連として、その他の3つの都市計画についてもきっちり記載をしているというところでございます。

当然ながら、第17条では、これから説明会、逆に言うと、第17条の第1項では、説明会をしなければならぬというところはございませんが、そこは広く、第17条で言っているのは、しっかり公告、縦覧をして意見を募集しなければいけない。第17条のほうでは、むしろ説明会を行わなければいけないという記載はございませんが、しっかり事前に周知をして説明会を行った上で、公告、縦覧、意見募集を行うという手続でございます。

○こんの委員長

ほかにごございますでしょうか。

○西本委員

いろいろ説明ありがとうございました。ちょっと法的な部分になると、いろいろな解釈がないと分かりづらいところがあるのですが、要するに、品川区においては、ご説明があったように、法的なところを踏まえて着々と進んでいます。縦覧についても、広く住民に聞くというのはこれからですという話だったと思うのです。まずそこを確認させてください。しっかり法的なところの根拠に基づいて進めていますということによろしいのでしょうか。

○多並都市開発課長

今、委員のご指摘のとおり、区としては、今、都市計画課長からも法的な説明をさせていただきましたが、そのような形で法にのっとって適切な対応、東京都のほうもありますので、東京都と連携して、法にのっとってやっているところでございます。

○西本委員

そうだろうと、十分説明の中で、それが十分認識されました。

それで、この陳情のほうです。多くの区民にとって寝耳に水でしたというふうに書いてあるのですが、これ、いろいろと反省すべき点、いろいろあるかと思うのです、ここの地区開発については、検討会があって、審議会があって、そして公募にして、住民の方々の代表も出て、議員も出て、いろいろな形で審議をしている中で進められている。私たちは、十分にそれは理解しています。それが十分かどうかと言われると、また別な方法があるでしょうみたいないろいろな意見はあるにせよ、法にのっとった形で着々と進んでいる、私たちは議会の中でもそれを報告し、建設委員会の中でもたくさん報告されて議論をしております。

ですが、今回の陳情では、多くの区民にとっては寝耳に水でしたと書かれてあるのです。ここのとこ

ろは、やはりもう少し伝え方をはっきりしたほうがいいのかなどという部分はちょっと反省すべき点なのかと思います。やっていることはやっていますと、やっていないのであればやっていないので、これからやります、ごめんなさいだと思ふのです。やっているのであれば、この中の陳情理由は、私からすると、申し訳ないのですが、ほぼ誤解だろうというふうに思っております。なので、ちゃんと説明、理解をしていただければ、区はちゃんとやっているよねというところが通常は理解できる。ただ、この法的な部分になってくると、なかなか伝わらないし、難しいです、住民さんたちにおいては。だから、せめてできることは、今こうやって進めていますよというのを、何かにつけ報告をするという機会は、やはりもう少し持ったほうがいいのかなどというふうに思ふので、今後、区報とか、縦覧などもいろいろあるのしょうけれども、縦覧も気がついた人が見る程度で、大抵見ないです。関係する方々は見ることかなという感じで、なので、今こういう状況で進んでいますよというのは、分かりやすい言葉で、知らせていくということは必要なのかなどというふうに感じましたが、だから、今後、表現の仕方、区民の皆さんに対して、ここの地域の進み具合、進捗状況の周知をどのように考えていますでしょうか。

○多並都市開発課長

今回のこの広町地区の開発計画につきましては、先ほどと重複しますが、令和3年3月25日と27日に、同じ内容で2回（説明会を）開催させていただいて、その中で事業計画という形で、区画整理事業のイメージであったり、また、整理される公共施設の配置計画、またはJR開発、開発計画の概要についてご説明しながら、また、新庁舎についてもこの中で建設候補地だということでご説明しているところです。

今後の事業の流れについても、事業計画の今後の予定ということで、そこの中でお示しして、区とJRと共同で説明してきたところであります。

区といたしましても、その件につきましては、今回の件は、どちらかというところ、JR開発のほうの都市計画の、特に容積率の上限を定めたり、下限を定めたりという大きな計画を定めるところです。品川区有地のほうの今後の庁舎も含めた計画につきましては、現在の庁舎計画の策定委員会でのご議論をいただき、その後、建築、今後まとめてきた中で、基本計画がまとまった段階で、またそれを、上限を定めるような地区計画等を、これからまた変更をかけて区として決定していく、また二段階でやる予定になっています。今回は、その1段目でもありますので、ただ、この陳情でもあります、要するに、土地区画整理事業というのは、今回、この中でありました。それが区有地に関しては非常に密接に関係する観点があるので、それについては、この中でも説明しましたし、庁舎計画の中でも丁寧に説明させていただいたとおりで、この間の（建設）委員会では、もう少し具体的に説明させていただいて、ご議論を深めていただいているというふうに認識しているところで、今後そのように進めていきたいというところでございます。

○この委員長

ほかにごございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和3年陳情第50号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○芹澤委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

今回の陳情の理由としては、基本的に法令違反というような前提条件があるかと思いますが、今ご説明いただいて、遵守して進めてきているというようなお話がありましたので、不採択をお願いします。

○塚本委員

本日結論を出す、結論は不採択をお願いいたします。

区から説明があったとおり、大井町周辺広町地区における、この地区計画等の都市計画、この手続については、法にのっとって、また、自治体の条例にのっとって適切に進められているということが確認できましたので、本陳情は、不採択をお願いいたします。

○大沢副委員長

本日結論を出してください。不採択をお願いします。

理由は、今、理事者の担当の課長お二人から説明を受けましたが、この陳情に流れる文脈とは大分事実的に相違があるというふうに理解をしましたので、この陳情については、不採択ということでお願いします。

○のだて委員

結論を出すということで、採択を主張します。

まちづくりは住民の合意で進めていくということが大切ですし、今回の計画地は区有地を含む計画であります。都市計画手続の中には品川区決定のものもありますので、区が区民に周知をすることが必要だと考えますので、採択です。

○西本委員

本日結論を出すということで、不採択をお願いいたします。

いろいろと先ほど確認をいたしました計画、法にのっとった形でしっかりされているということも確認がとれましたし、ただ、やはり住民にとっては難しいのです、とっても。なので、分かりやすくというのが、どこまで分かりやすく周知できるかというところがあるので、今回は、かなり誤解があるのではないかと思っている部分があるものですから、なかなか伝えるのは難しいのですけれども、工夫をさせていただいて、これから長く続く、そして庁舎に関しましては、区民の皆さんの税金でつくられているものですから財産なのです。なので、少なくとも、一部の人とか、そういうことでやっているとは思えないのですけれども、でも、そう捉えられないように、やっぱり仕組みを考えて丁寧にやっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○こんの委員長

それでは、まず、本陳情については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○こんの委員長

ありがとうございます。

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和3年陳情第50号、大井町駅周辺広町地区に係る都市計画の手続について、適正な住民参画を区に求める陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○この委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。明日も午前10時から開会でございます。

これをもちまして、建設委員会を閉会いたします。

○午後2時28分閉会